

【法律名】 消費生活用製品安全法

【府省庁名】 経済産業省

### 1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</li><li>・市場出荷前規制に係る技術基準適合義務、販売規制等</li><li>・経年劣化対策に係る「設計標準使用期間」の製品への表示義務等</li><li>・重大事故報告義務等</li><li>・消費経済審議会への諮問等について規定</li></ul> [指定対象製品の追加] 石油燃焼製品（消経審の答申）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・製造・輸入事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、地方経済産業局に委任（法施行令第15条）</li><li>・販売事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、都道府県に委任（法施行令第14条）</li></ul>
法執行の実績（処分等の件数、（あれば）行政指導の件数） ＜平成18年度＞	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告徴収（法第40条） 本省14件、地方局1件</li><li>・立入調査（法第41条） NITE 40件、都道府県3390件</li><li>・危害防止命令（法第32条、第39条） 1件</li><li>・事故報告受付1190件（法第35条）、公表1154件（法第36条）（平成19年度）</li><li>・行政指導例 重大事故報告制度に基づき33製品につき、自主リコールを指導（平成19年度）</li></ul>
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	<ul style="list-style-type: none"><li>・本省 企画立案及び執行部門 33人（他の法律と兼務）</li><li>・経済産業局 執行部門99人 （特商法、商取法、割販法、品表法等の他の法律と兼務）</li><li>・都道府県 市町村等にさらに委任している等の実態もあり、具体的には不明。</li></ul>
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	製造・輸入事業者に対する違反对応は、本省の指示の下、主に各地方経済産業局がNITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。 また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本省、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。
その他	

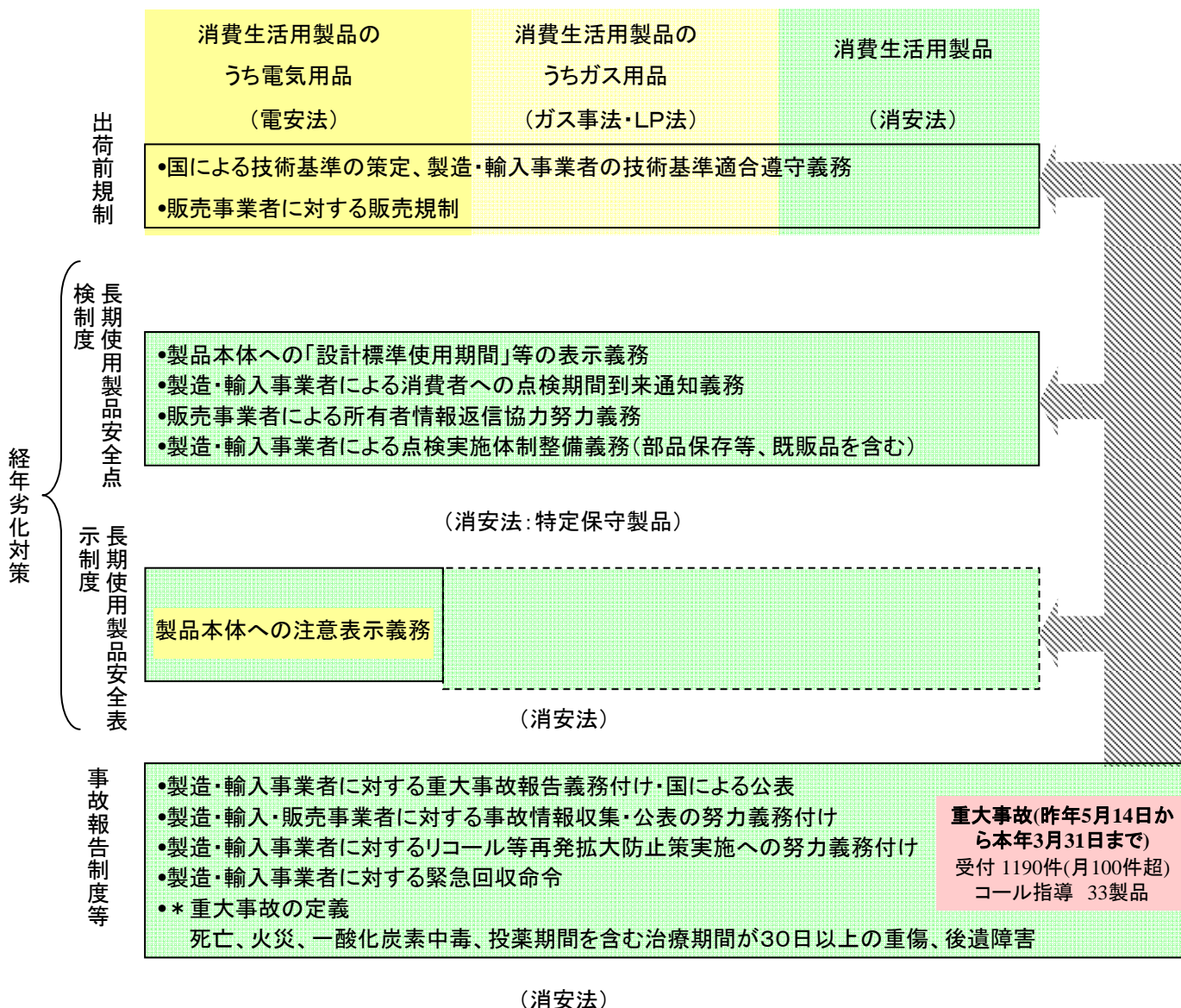
2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①消費生活用品安全法による規制は事前規制、経年劣化対策と事故情報制度を一体的に措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の安全確保は、消費者に製品を供給している事業者の責務であり、事故の防止にあたっては、最終的には事業者が如何に安全な製品を市場に供給し、要すれば回収、改修等を進めていくかが重要である。</li> <li>・ このため、①製品安全四法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)対象分野については、事故の未然防止のために品目を指定して出荷時の技術基準適合義務を課す事前規制、②長期使用に伴う経年劣化に係る事故を防止するための長期使用製品安全点検・表示制度(消費生活用製品安全法)、③重大製品事故が発生した場合の事業者に対する報告義務づけ、④緊急回収命令発動権限(消費生活用製品安全法)について、これらの制度に係る企画、改正、執行等を経済産業省が一体的に行っている。</li> <li>・ すなわち、製品の事前規制対象化や技術基準の策定・改訂あるいは経年劣化対策の立案は、当該製品に係る事故状況やその技術的分析結果をフィードバックして進めているものであり、これらの事前規制、経年劣化対策、事故報告制度は、一体的に企画・執行されることが、消費者被害防止の観点からは必要不可欠である。</li> </ul> <p><b>②一部だけの移管は制度の効率性を阻害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、製品安全四法のうち一部の法律や事故報告・公表制度等の一部の制度を移管することとなれば、事故報告制度で報告された情報とその技術的分析結果を事前出荷時規制に適切にフィードバックすることができなくなり、製品安全の適切な確保ができなくなる。</li> <li>・ なお、各省側に事業者からの事故情報を受け付けるシステムがなければ、各省側で事業者側に迅速な対応が図られなくなるため、各省による情報収集権限が不可欠である。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①品目指定や技術基準の改定には技術的知見が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品安全四法に基づく事前規制に係る部分については、品目を指定し、製造・輸入事業者に対して安全基準の遵守義務を課すとともに、製造・輸入・販売業者に対して技術基準を満たしていない製品の販売禁止を課している。こうした品目指定や技術基準の策定・改訂に際しては、各製品の技術動向や製造・流通実態を継続的に把握している業所管としての経済産業省が、これまでの事故の発生状況を十分に踏まえた上で、場合</li> </ul>

	<p>によっては標準化等によって支援しつつ、製造・輸入・販売事業者を指導して進めている。効果的な執行のためには、経済産業行政により培われた技術的知見と一体となった執行が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、例えば、技術基準違反摘発などでは、試買検査を実施しつつ、立入検査・報告徴収等を行い、技術基準違反等の事業者を発見して指導し、必要に応じ、製品回収を求めている。当該製品に関する技術的知見、製造・流通実態を継続的に把握している経済産業省でなければ、このような対応はできない。また、消費者に対して安全な製品を供給するためには、国際的動向を的確に捉えていくことも必要であるところ、例えば、リチウムイオン蓄電池について事前規制の対象としつつ、我が国の基準を国際規格化の指導も行うなど、経済産業行政と一体となった仕組みが不可欠である。</li> </ul> <p><b>②重大事故の分析や自主的リコールの促進に関しては専門性が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故報告は、単に報告を受け付け、そのまま公表すれば良いのではなく、専門的・技術的知見に基づく洞察の下、その後の迅速な事故対応も睨んだ上で、事業者からヒアリングを実施して技術的な内容も報告させる必要があるとともに、消費者に的確な注意喚起を行うために事故原因の技術的分析に基づく的確な公表が必要である。</li> <li>さらに、重大事故の報告を経済産業省が受けた場合、1週間以内に公表するだけでなく、必要に応じて、事業者に対して自主的リコールを指導している。このリコールの実施の判断及び効果的なリコールの実施方法の協議にあたっては、当該製品に関する技術的知見、製造・販売実態に精通し、経済産業省が実施することが必要不可欠。</li> <li>すなわち、事故が発生した場合には、技術的知見に照らして当該製品の事故再発リスクを精査し、重大事故報告制度によるこれまでの重大事故発生状況、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報に係るデータベースによるその他の事故の発生状況、その他の事業者の状況、事前規制に関する技術基準の遵守状況、製造・流通実態等を把握した上、事業者に対してリコールを促すとともに、効果的なリコールの実施方法について協議している。</li> <li>また、自主的リコールの指導にあたっては、経済産業省が併せて公表して注意喚起を呼び掛けるだけでなく、当該事業者単独の対応では効果的な対応が困難な場合には、関係企業共同の取組を指導・支援したり、販売事業者やエネルギー供給事業者に対して所有者情報の提供を要請或いは所有者に対してリコールの情報提供を行うよう要請する等を実施しているところであり、このような対応も製造・販売事業者を所管する経済産業省が実施することが実効性を高める。</li> <li>いずれにせよ、一昨年11月に消費生活用製品安全法を改正し、事故の未然防止から事故の再発・拡大防止までの一環した企画・執行体制を整備して、有効に機能している。</li> </ul>
その他	

### 消費生活用製品安全法等製品安全四法の概要

- 事故報告による情報を基に、出荷前規制対象品目の追加や技術基準改正、経年劣化対策対象品目の追加等を実施  
(例:石油燃焼器具)
- 事故報告による情報を基に、企業に自主回収等を指導  
(昨年5月以来33製品)
- これらは、いずれも事故を発生させる製品の技術的な詳細情報(構造、材質、生産プロセス、サプライチェーン等)を、「物」に係る技術の専門性を有する「物」所管担当原課とともに把握し、その上で、消費者の視点に立ち、科学的判断の下執行。製品安全課がこれらの課と一体となって機能することで適切な執行が確保される。



#### <新組織に移管する場合の問題点>

- ◆制度上の問題点
  - ・市場出荷前規制、経年劣化対策、事故報告制度の一体性の欠如
  - ・製品、施設、サービスに係る広範囲な事故のうち一部のみを縦割的に所管する新組織
  - ・新組織から指示を受けて対応する省庁側で、企業から直接事故情報を受理し、技術的な詰めを行う法的根拠の欠如
- ◆執行上の問題点
  - ・「物」所管行政により培われた技術的知見の欠如
  - ・製品の技術的改善やリコール指導の欠如
  - ・関係企業共同取組、販売事業者の取組、関係事業者の取組への指導の欠如

## 各専門省庁の視点

### 消費者の視点

	消安法(※) (経産省)	道路運送 車輛法(※) (国交省)	薬事法(※) (厚労省)	建築基準法 (国交省)	医療法 (厚労省)	学校保健法 (文科省)	都市公園法 (国交省)	美容師法 (厚労省)	ガス事法 LP法 (経産省)	温泉法 (環境省)
住む	家電の事故			建物の事故 エレベータの 事故					ガスもれ事故	
身につける	子守帯の事故		化粧品の事故 コンタクトレン ズの事故							
移動する	自転車の事故 車いすの事故	車の事故 チャイルドシー トの事故								
買物する	サンダルの 事故			建物の事故 回転ドア事故					ガスもれ事故	
楽しむ		ゴーカートの事 故		ジェットコース ター事故 プールの事故			ブランコの事故			
癒す			医薬品の事故		病院内の事故			まつ毛エステ の事故		温泉の事故
学ぶ				建物の事故		学校内の事故				

(※)消費生活用製品について、消安法上では、道路運送車輛法、薬事法等の規制の対象品目はその定義から除かれている。

【法律名】 家庭用品品質表示法

【府省庁名】 経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質識別の困難性が高く、品質識別の必要性が特に高い家庭用品について、成分、性能、用途等の表示の標準を規定。</li> <li>・表示の標準を定める等に当たっては、消費経済審議会に諮問。</li> <li>・大臣が必要であると認めるときは、独立行政法人に製品評価技術基盤機構に立入検査を行わせることができる。</li> </ul> <p>【改正等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャー炊飯器、テレビジョン及び電子レンジの表示事項追加（電気機械器具規程（告示）平成18年改正）</li> <li>・エアコンディショナーの表示事項追加（電気機械器具規程（告示）平成19年改正）</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売事業者（卸事業者を除く）に関するものは、指示、公表、申出の受理、調査、報告徴収及び立入検査につき、都道府県が処理する事務（法第19条の3、政令第3条）。</li> <li>・販売事業者（卸事業者を除く）以外に関するものは、指示、申出の受理、調査、報告徴収及び立入検査につき、経済産業局に委任（法第20条、政令第4条）。</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査（第19条）本省1件、経済産業局1件、都道府県4,606件（平成18年）</li> <li>・指示（第4条）本省0件、経済産業局4件、都道府県0件（平成18年）</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案及び執行部門 33人（他の法律と兼務）</li> <li>・経済産業局 執行部門 99人（特商法、商取法、消安法、割販法等の他法律を兼務）</li> <li>・都道府県 市町村にさらに委任している等の実態があるため、具体的には不明。</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反对応につき、地方局、都道府県と連携して実施している。</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①家庭用品品質表示法は標準化政策と密接不可分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用品品質表示法は、消費者保護のため、消費者に正しい商品選択の拠り所を与え、その品質に即した合理的使用を可能とする情報としての品質表示につき、その標準となるべき事項を定めるものであるが、対象となる家庭用品の工業標準政策と密接一体不可分である。</li> <li>・ したがって、工業標準政策を所掌する経済産業省が家庭用品品質表示法も所管することが適切である。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①執行においても標準化に加えてエネルギー政策とも密接な連携が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この家庭用品品質表示法の表示事項の追加・改正等にあたっては、当該製品に関する技術的知見に基づき、技術動向や製造・流通実態を踏まえた上で行うことが必要であり、関係業界を巻き込んだ製品表示の標準化という面から、経済産業行政と密接である。さらには、省エネ性能に係る表示の適正化等、経済産業省のエネルギー政策とも密接に連携している。</li> <li>・ その執行にあたっては、当該製品に関する技術的知見や、製造・流通実態を踏まえ、違反事業者を摘発して指示等の行政処分を行った上で再発防止策を講じている。</li> </ul>
<p>その他</p>	

【法律名】 特定商取引に関する法律

【府省庁名】 経済産業省 警察庁 農林水産省 厚生労働省 国土交通省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>【制度の趣旨】</p> <p>この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）は、通常の店舗販売と異なる販売形態であり、消費者トラブルを惹起しやすい一連の特定商取引（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売の6類型）について、勧誘規制やクーリング・オフ規定などを定めている。</li><li>・ 規制の対象を政令で列挙する、指定商品・指定役務制がとられており、経済産業大臣ほか商品・役務・業を所管する大臣が主務大臣となっている。</li><li>・ 指定品目の追加や、法律の委任を受けた細則の整備については、経済産業大臣の諮問機関である消費経済審議会に諮ることとしている。</li><li>・ 主な規制内容は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>（1）氏名等の明示の義務づけ<ul style="list-style-type: none"><li>・ 勧誘開始前に、事業者名や勧誘目的の訪問であることを告げることを義務づけ</li></ul></li><li>（2）不当な勧誘行為の禁止<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不実告知、重要事項不告知、威迫困惑を伴う勧誘行為などの禁止</li></ul></li><li>（3）広告規制<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広告をする際は、重要事項を表示することを義務づけ</li><li>・ 虚偽・誇大な広告を禁止</li></ul></li><li>（4）書面交付義務<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ</li></ul></li><li>（5）クーリング・オフ<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約後一定の期間、無条件で解約できる機会を消費者に付与</li></ul></li><li>（6）解約時の損害賠償制限等<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者が中途解約する際、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定</li></ul></li></ul></li></ul> <p style="text-align: right;">他</p> <p>【主な改正経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 訪問販売、通信販売、連鎖販売を規制対象とする“訪問販売に関す</li></ul>
---	---



	<p>る法律”成立。なお、制定当初は政令指定の商品のみが規制対象（昭和51年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クーリング・オフ期間の延長（昭和58年）</li> <li>・役務についても法の規制対象とする（昭和63年）</li> <li>・電話勧誘販売を法の規制対象とする（平成8年）</li> <li>・特定継続的役務提供を法の規制対象とする（平成11年）</li> <li>・業務提供誘引販売を法の規制対象とする。”特定商取引に関する法律”に名称変更（平成12年）</li> <li>・迷惑メールの送信を規制対象とする（平成14年）</li> <li>・アポイントメントセールスを規制対象とすることのほか、訪問販売、連鎖販売に係る規制を強化（平成16年）</li> </ul>																												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法は、経済産業省、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の共管となっており、主務大臣については、第67条の規定により、経済産業大臣は、商一般を所管するものとして限定なく権限を行使できるほか、個別の商品、役務・業について他の所管大臣がある場合は、当該大臣も当該商品・役務に係る細則の制定、審議会への諮問、法の執行について主務大臣となる。</li> <li>・都道府県警察が取締りを実施</li> </ul>																												
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p><b>【経済産業省】</b> 平成19年度：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令114件（経済産業省34件、都道府県80件）</li> <li>・指示66件（経済産業省6件、都道府県60件）</li> </ul>  平成18年度：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令36件（経済産業省25件、都道府県11件）</li> <li>・指示48件（経済産業省5件、都道府県43件）</li> </ul>  平成17年度：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止命令25件（経済産業省22件、都道府県3件）</li> <li>・指示55件（経済産業省13件、都道府県42件）</li> </ul>  <b>【警察庁】</b></p> <table border="1" data-bbox="491 1547 1401 1861"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td> <td>124</td> <td>138</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>330</td> <td>385</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>うち逮捕</td> <td>248</td> <td>302</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>検挙法人</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>被害人員等</td> <td>64,420</td> <td>70,679</td> <td>75,495</td> </tr> <tr> <td>被害額等</td> <td>350億6,785万円</td> <td>307億6,091万円</td> <td>196億1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	検挙事件数	124	138	112	検挙人員	330	385	299	うち逮捕	248	302	236	検挙法人	27	32	34	被害人員等	64,420	70,679	75,495	被害額等	350億6,785万円	307億6,091万円	196億1,200万円
	H17	H18	H19																										
検挙事件数	124	138	112																										
検挙人員	330	385	299																										
うち逮捕	248	302	236																										
検挙法人	27	32	34																										
被害人員等	64,420	70,679	75,495																										
被害額等	350億6,785万円	307億6,091万円	196億1,200万円																										

<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省 企画立案部門 7人（他の法律と兼務） 執行部門 22人（他の法律と兼務）</li> <li>・ 経済産業局 執行部門 99人 （割販法・消安法・商取法・品表法等の他の法律と兼務）</li> <li>・ 都道府県における人員配置については承知していない。</li> </ul> <p>【警察庁】（取締りに関する事務を所管）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察庁 生活経済対策室 17名（他の環境関係事犯、保健衛生関係事犯、経済関係事犯の取締りに関する都道府県警察に対する調整事務等との兼務）</li> <li>・ 都道府県警察 生活安全部門（他の取締り関係事務、行政事務等との兼務）</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <p>農林水産省の消費・安全政策課の定員は32名であり、特定商取引法の専従担当者はいないが、1名が農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する業務と兼務している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>企画立案・執行部門 6名（うち他の業務との兼務 6名）</p> <p>【国土交通省】</p> <p>国土交通省の安心生活政策課の定員は15名であるが、特定商取引法の専従担当者はおらず、消費者保護に限らないバリアフリー等の高齢者、障害者、少子化施策に関する事務等を兼務している。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定商取引法執行NET」の運用を開始し、都道府県等の情報共有体制を強化。</li> <li>・ 都道府県・警察との間で情報交換会議を実施し、適宜情報交換を行い、また照会に応じる等、連携を強化している。</li> <li>・ 都道府県が立入検査を行う際に、地方経済産業局が要請を受けて参加する等、都道府県の執行に対する支援を行っている。</li> <li>・ 金融庁、公正取引委員会、内閣府、警察庁と関係省庁連絡会議を際し、その場を通じて連携を強化しているところ。</li> <li>・ 電子商取引については、総務省と執行についての情報交換を行う等、連携をとっている。</li> <li>・ 国民生活センターのPIO-NET 端末を省内に設置、特定商取引法執行の端緒情報として活用している。</li> </ul> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察庁が都道府県警察に対して調整を実施。 （広報啓発活動については、都道府県警察は、消費者保護関係部局とともに協議会等を設置し、連携して地域実態に即した活動を推進）</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①消費者視点を強化した改正案を提出中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府としては、昨年初からの関係審議会等での検討を踏まえ、現在特定商取引法及び割販法一部改正法案を国会に提出しているところであるが、当該改正法案は、特定商取引法の規制について、原則として全ての商品・サービスについて適用する方式に転換するとともに、訪問販売における再勧誘の禁止の規定等を盛り込んだものである。本法案には、消費者基本計画に規定された事項はもちろんのこと、消費者被害の実態に対応して、同計画を超える「過量販売契約の解除規定」「訪問販売協会の消費者救済機能の強化」なども盛り込んでいる。こうした改正内容は、消費者行政の強化として支持を得ている。</li> </ul> <p>このように、特定商取引法については、消費者基本計画を超えた抜本的な改正を自主的に進めるなど、現行体制に於いて消費者保護の面から強化を進めてきているところである。</p> <p><b>②特定商取引法は特定の取引のみを対象としているうえ、主務大臣制をとっており、横断的法律ではない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定商取引法は、訪問販売などの特定の取引形態について規制を行っているものであり、取引額ベースでもみても限られた範囲を規制しているものである。</li> </ul> <p>また、規制対象の取引形態のなかでも一定の取引について適用除外を講じている。さらに各商品やサービスを所管している大臣が主務大臣として処分権限を有する体系となっている。新組織に移管する場合、この体系自体の変更を必要とすることになる。</p> <p>現在国会に提出している改正法案においては指定商品・指定役務制の廃止を盛り込んでいるものの、主務大臣制は維持されており、さらに、金融商品取引法、旅行業法、宅建業法、弁護士法等については、特定商取引法の規定の適用を除外している。また、迷惑メール対策については、特定電子メール法によって特定商取引法と統合的な規制を講じている。横断的な消費者行政の強化を図るのであれば、上記適用除外の各法も含めて議論する必要がある。</p> <p>なお、特定商取引法には、いわゆる「業法」のような参入規制を講じていないが、これは、急速に変化する社会経済情勢を踏まえると、参入規制によるよりは、むしろ事後規制・行為規制による方が妥当であることによるものであり、消費者保護法の横断的法律か否かとは全く無関係である。</p>
----------------	---

	<p><b>③特定商取引法は業規制と一体となって規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法において、その実効性を担保するため、訪問販売や通信販売においては、「訪問販売協会」「通信販売協会」を設立できる旨規定している。これは、特定商取引法の体系として、多様な主体が多様な商品・役務を販売・提供することに鑑み、これらを規制するには、画一的な法規制だけでは足りず、業界団体の自主規制を促すことも有用であることに鑑みたもの。これらの団体は、「取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護する」と共に「事業の健全な発展に資する」ことを目的として設置されるものであり、消費者保護のみを目的とする組織の監督下に入ることには無理がある。</li> </ul> <p><b>④特定商取引法については取引実態を的確に反映した適切な立案・運用が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法は、悪質商法対策のためには、消費者保護の観点に立って果敢な立案・運用を必要とするが、法律を初め各ルールは悪質事業者のみに適用されるものではないので、問題のない事業や事業者に対して過剰な規制を行うことにならないよう、日々変化する経済実態を的確に反映した適切な立案・運用が必要である。</li> </ul> <p>(例 1 ; 訪問販売における不招請勧誘規制の取り扱い)  (例 2 ; 迷惑広告メール規制にオプトイン方式を採用する際の、「承諾手続きとしての「デフォルトオン」方式の取り扱い)  (例 3 ; クーリング・オフの適用対象除外商品役務の扱い)</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p><b>【経済産業省】</b></p> <p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①特定商取引法の執行は現行の体制で有効に機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の行政処分は、国・都道府県併せて、年間180件にものぼり、最大限の執行を行っている。また、各省庁の中で最大のPIO-NET端末を設置・活用するとともに、業法等の規制が及ばない範囲に対する処分等にも積極的に取り組み、場合によっては、住宅リフォームなど他省庁の所管する分野についても担当省と連携しながら経済産業省が処分を行うなど、機動的かつ柔軟な取り組みを行っている現状にある。</li> </ul> <p>即ち、特定商取引法に係る行政処分は、経済産業省のもとで一元的に、かつ関係法規の中でも円滑に運用されている法規である。</p> <p><b>②特定商取引法の執行にはノウハウと地方組織が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の処分を行うに際しては、事前の調査、被害者情報の個別聴取、立入検査、警察との連携、供述の聴取、事実認定、仮処分請求への対応などが必要であり、個別職員と組織全体に相当程度のノウハウが必要である。</li> </ul> <p>また、現在の執行は、都道府県が行う例も増加してきているが、これら都道府県の執行に際しては、地方経済産業局が助言・支援を行うとと</p>

	<p>もに、都道府県と地方経済産業局との双方が行政処分行っている。新組織に地方支分部局が設置されないのであれば、特定商取引法の執行が遅滞する可能性が高い。</p> <p><b>③特定商取引法の企画と執行は密接不可分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の運用として、行政処分だけではなく、全国の消費生活センターなどの消費者サイドと、事業者、事業者団体などの事業者サイドの双方からの問い合わせに対応して、解説や法律解釈を行っている。これは、多様かつ変化していく悪質商法を的確に規制すると共に、日々出現する、新規参入者や、健全ではあるが新しい取引形態やビジネスに対応するために行われているものである。これらの解釈と取締が一体的に運用されることによって初めて有効な規制として機能するものである。</li> </ul>
その他	<p><b>【経済産業省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法については、今国会に大幅な改正法案を提出しているところであり、国会審議に混乱を招くことは回避すべきである。</li> </ul> <p><b>その他、共通的課題。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政組織の重複の問題を許容し、新組織の担当大臣が個別法について並列的に行政処分を行えることになる場合は、組織間で法律解釈や行政処分の判断等について齟齬が生じないようにする必要がある。</li> </ul> <p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則違反の捜査は、警察法第2条に基づき、警察の責務とされている。</li> </ul>

【法律名】 特定商品等の預託等取引契約に関する法律

【府省庁名】 経済産業省 農林水産省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>【制度の趣旨】</p> <p>この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約にかかる預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約にかかる預託者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>（１）書面の交付義務</p> <p>①契約締結前：契約のあらましと業者の業務・財産内容の概要書面</p> <p>②契約締結時：契約内容を明らかにした契約書面</p> <p>（２）不当な勧誘の禁止</p> <p>①特定商品の価額、保有状況等重要事項の虚偽告知、不実の告知</p> <p>②威圧を交えた言動をもつての勧誘、契約解除の妨害</p> <p>（３）書類の閲覧（業務及び財産の状況の備え置き３年間の義務）</p> <p>（４）契約の解除</p> <p>①クーリングオフ（契約後書面交付日から１４日を経過するまで）</p> <p>②中途解約（損害賠償額は契約額の１０％以内）</p> <p>（５）監督 業務停止命令（１年以内）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下預託法）第１３条の規定により、業務停止命令等（第６条）、報告及び立入検査（第１０条）等につき、経済産業省は一律主務大臣となり、同時に農林水産大臣を含む特定商品の流通を所掌する大臣、施設利用権に係る施設の提供の事業を所管する大臣は、当該商品、施設利用権を扱う事業者に関し、主務大臣となっている。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>（平成１９年度）</p> <p>・ 報告（第１０条） 農林水産省 本省１件</p> <p>・ 立入検査（第１０条） 農林水産省 本省１件</p> <p>・ 行政指導の件数 農林水産省 本省１件</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>・ 本省 企画立案部門 ７人（他の法律と兼務）</p> <p>執行部門 ２２人（他の法律と兼務）</p> <p>【農林水産省】</p> <p>・ 本省 企画立案部門 ２人（うち他の法律との兼務２人）</p> <p>執行部門 ３人（うち他の法律との兼務３人）</p>

法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査を行う際に、経済産業省と物資所管省庁等が事前に調整。</li> </ul>
その他	

## 2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>預託法は、顧客から商品等を預かり、配当や商品の買い取りなどを約束する取引を規制するものであり、実態としては、顧客に当該商品等を購入させた上で、預託法の規制対象となる預託契約を締結する形態が多く見られる。</li> </ul> <p>この点、出資金の受入の制限、預り金の禁止などを規定する出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）と類似した性格を有しており、事実、同一の事案が出資法、預託法の両法に違反していると見られるケースも多い。</p> <p>ただし、預託法において規制される取引については、省令で定める一定の期間（3ヶ月）にわたり、政令で定める特定の商品等（貴金属、家畜等、レクリエーション施設の会員権など）を預託することを約する契約に限定されており、適用対象となる取引は一部の領域に限られている。</p> <p>そのため、新組織への移管ないし共管の適否など、本法について議論を行う際は、預託法についてのみ議論を行うことは適切でなく、「配当を約して消費者から金銭を預かる形態の取引」を規制する他の類似の法律とあわせて、広く議論を行うことが重要であると考え。</p>
執行上の問題点	
その他	

【法律名】 割賦販売法

【府省庁名】 経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割賦販売法は、割賦流通秩序を確立し、割賦販売の健全な発展を確保することを目的に、割賦購入あっせん業者に対する登録、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）に対する許可という事前規制を設けている。</li> <li>・ 法定付議事項である政令の制定若しくは改廃を行う場合は、消費経済審議会に諮問しなければならない（第 36 条）。</li> <li>・ 前払式割賦販売業を登録制から許可制に変更。（昭和 43 年改正）</li> <li>・ 営業所以外の場所での割賦販売に係るクーリング・オフ制度の創設、適用範囲の拡大（ローン提携販売、前払式特定取引を追加）。（昭和 47 年改正）</li> <li>・ 割賦購入あっせんの書面交付義務の導入、抗弁権の接続に関する規定の創設、リボルビング方式に関する定義の創設。（昭和 59 年改正）</li> <li>・ 指定役務・指定権利を規制対象に追加。（平成 11 年改正）</li> <li>・ カードレス取引を規制対象に追加、業務提供誘引販売取引に対する消費者保護規定の適用。（平成 12 年改正）</li> <li>・ 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用。（平成 16 年）</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業局に下記の事務を委任（第 48 条）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 割賦購入あっせん業者の登録</li> <li>➢ 割賦販売業者に対する報告徴収</li> <li>➢ 割賦購入あっせん業者に対する報告徴収</li> <li>➢ 登録割賦購入あっせん業者、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）及び指定受託機関に対する立入検査</li> <li>➢ 前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）の営業保証金及び前受業務保証金の供託に関する届出</li> </ul> </li> <li>・ 都道府県に対して下記の事務を委任（第 47 条の 2）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）に対する報告徴収及び立入検査</li> </ul> </li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告徴収（第 40 条） 本省 0 件、経済産業局 340 件、都道府県 0 件</li> <li>・ 立入検査（第 41 条） 本省 39 件、経済産業局 132 件、都道府県 67 件</li> <li>・ 改善命令（第 20 条の 2） 本省 0 件、経済産業局 0 件、都道府県 0 件</li> <li>・ 登録取消（第 34 条の 2） 本省 0 件、経済産業局 0 件、都道府県 0 件</li> <li>・ 許可取消（第 23 条） 本省 0 件、経済産業局 0 件、都道府県 0 件</li> </ul> <p>（注 1）いずれも平成 18 年度実績。</p> <p>（注 2）立入検査の実績について、本省、経済産業局、都道府県が合同で行ったものは重複してカウントしている。</p> <p>（注 3）行政指導の件数はカウントしていない。</p>



<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省 企画立案及び執行部門 23人（他の法律と兼務）</li> <li>・ 経済産業局 企画立案及び執行部門 99人 （特商法・消安法・品表法・商取法等の他の法律と兼務）</li> <li>・ 都道府県 人数は把握していないが、他の法令等とともに兼務で行っている。</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査を行うにあたり、割賦購入あっせん業者については本省及び経済産業局が、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者については本省、経済産業局、都道府県が合同で実施している。</li> <li>・ 都道府県が立入検査及び報告徴収を行った場合、経済産業大臣に報告しなければならない。</li> <li>・ 経済産業局と執行に関する会議を開催している。</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①割賦販売法は業の健全な発展を図る観点から事前規制を措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割賦販売法は、分割払いに関する各種の取引ルールを定めることにより、取引秩序の確立、消費者の保護を図るとともに、商取引（商品等の販売、役務の提供）の円滑化を図ることを目的としており、法の運用にあたってそれぞれの取引の実態も熟知している必要がある。</li> <li>・ 割賦販売法は、割賦販売等の取引秩序を確立することにより、その健全な発展を図ることという観点から、総合割賦購入あっせん業者（クレジットカード業者）に対する登録、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）に対する許可という事前規制を設けている。</li> </ul> <p><b>②割賦販売法は事業者の財務の健全性も規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前規制に加えて許可事業者及び登録事業者に対する財務の健全性を確保するための規制を設けている。また、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者の財産の保全により、前払いした購入者等の利益の保護を図るため、指定受託機関を設け、事業者から保証料を徴収し、事業者に代わって供託の準備を行う措置を講じ、事業の健全な運営を保障することとしている。</li> </ul> <p><b>③消費者視点を強化した改正案を提出中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年からの関係審議会等における議論を踏まえ、現在、特定商取引法及び割賦販売法改正案を国会に提出しているところ。今回の改正では、原則として全ての商品・サービスを適用対象とするほか、既払金返還ルールの創設、個別信用購入あっせん業者の登録制の導入などを盛り込んでいる。これらの改正内容は、消費者行政の強化として支持を得ており、現行体制において消費者保護の強化を進めてきているところである。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①財務の健全性確保の観点から事業者の財務状況を確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者は、会員から前受金を受け取るため、事業者の倒産等があった場合に不測の損害を与えることになる。そのため、許可時のみならず許可後においても、純資産比率、経常収支率、流動比率等の財務状況の確認と、販売計画、資金計画等により、長期的かつ安定的に事業が継続されるかを確実に把握す</li> </ul>

	<p>る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録割賦購入あつせん業者に対しても、毎年度、財務状況に関する報告を義務づけること等により、登録割賦購入あつせん業者の財務状態の健全性を確保し、加盟店が確実に立替払金を受領できるようにしている。</li> </ul> <p><b>②法律の執行と業界への指導・助言を組み合わせて行うことがより有効的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律の執行のみならず、業所管という立場から、業界に対して様々な指導、助言を同時に行うことが、実態に応じた迅速かつ柔軟な消費者保護という観点でより有効的。最近の例では、信販業界において経済産業省からの指導を受けて加盟店調査の徹底、過量販売防止等を盛り込んだ自主ガイドラインを作成し、改正法案の提出に先立って、法律が求める以上の取引の適正化のための取組を行っているほか、外国語学校の倒産に伴う未払金の支払請求の停止指導を行った。</li> <li>取引の実態を適切に把握したうえで、取引の実態に即した効果的な規制や指導を行うことにより、消費者被害の防止・救済と、消費者の利便性の維持・強化をバランスさせた制度設計及び運用を行うことが可能。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>割賦販売法については、今国会に大幅な改正法案を提出しているところであり、国会審議に混乱を招くことは回避すべきである。</li> </ul>

【法律名】 商品取引所法

【府省庁名】 農林水産省・経済産業省

## 1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>■ 商品先物取引に係る法制度と主な主体</p> <p>国内の商品先物取引については、商品先物市場の健全な運営の確保と取引の投資家（委託者）保護の観点から、「商品取引所法」（昭和 25 年法律第 239 号：農林水産省と経済産業省の共管法）に基づき、主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が、①商品取引所、②商品取引員（仲介業者）、③商品取引清算機関（国内全商品取引所における取引の決済を一括して行う機関）、④商品先物取引協会（商品取引員の自主規制機関）及び⑤委託者保護基金（ペイオフ実施機関）に対して、許認可・監督等を行っている（この他、取引所外取引についても、所要の監督を実施）。</p> <p>①商品取引所</p> <p>商品取引所は、会員制商品取引所または株式会社商品取引所となっており、いずれも設立及び商品市場の開設には主務大臣の許可が必要。現在、4 つの商品取引所があり、全て会員制商品取引所となっている。</p> <p>②商品取引員</p> <p>商品取引員は、委託者及び当業者から取引所における取引の受託又は委託の取次ぎ（受託等）を行う企業で、その業務を行うためには主務大臣の許可（許可更新は 6 年ごと）が必要。平成 20 年 3 月末日現在で 70 社。商品取引員は、その従業員である外務員（主務大臣の登録が必要）を通じて、一般投資家に対し取引の委託を勧誘。</p> <p>③商品取引清算機関（株式会社日本商品清算機構）</p> <p>我が国の全ての商品市場における取引の清算を行う機関（アウトハウス型クリアリングハウス）。その業務を行うためには主務大臣の許可が必要。</p> <p>④商品先物取引協会（日本商品先物取引協会）</p> <p>商品取引員から成る会員制組織で、平成 11 年 4 月、従来の業界団体的な性格を併せ持つ民法上の公益法人から、商品取引員の受託等業務に関する自主規制機関として主務大臣の設立認可を受けた法人へと改組。</p> <p>商品先物取引協会の事業は、主務大臣から委託を受けて行っている外務員登録事務・委託者保護のための自主規制事業（自主規制ルール策定・運用や会員等に対する制裁等）・委託者等から申し出のあった会員の受託等業務に関する苦情の受付、あっせん、調停・資格試験、会員役職員に対する研修事業等。</p> <p>⑤委託者保護基金（委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金）</p> <p>準則主義で設立される委託者保護会員制法人（商取法に基づく固有の法人格）であり、平成 16 年の商品取引所法改正を受け、指定弁済機関（民法上の公益法人）であった「（社）商品取引受託債務補償基金」から一切の業務を承継。</p>
---	---

	<p>商品取引員の破綻時等において委託者債権を代位弁済するための分離保管弁済契約の締結及び委託者 1 人当たり 1,000 万円を限度としたペイオフ業務等の委託者保護業務を行う機関。その業務を行うためには主務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>なお、商品取引員は委託者保護基金への加入が義務付けられている。</p> <p><b>■ 商品取引所法の改正について</b></p> <p>平成 16 年の通常国会において、商品取引所法の全面改正（平成 17 年 5 月 1 日施行）を行い、委託者保護の強化及び国際化に対応した信頼性、利便性の高い商品先物市場実現のため、以下の改正を実施。</p> <p>① 委託者資産の保全制度の強化（証拠金の商品取引清算機関等への直接預託、事業者の破綻等に備えるための委託者保護基金の制度を整備）</p> <p>② 商品取引員の委託者に対する勧誘規制の強化（再勧誘の禁止等）</p> <p>③ 市場の信頼性向上（全国の商品取引所共通の商品取引清算機関の創設等） 等</p> <p>また、平成 18 年通常国会で成立した金融商品取引法に併せて、商品取引所法についても更に以下の改正を行い、証券、金融商品と同様の利用者保護規制を整備。（平成 19 年 9 月 30 日施行）</p> <p>① 広告等の規制の整備</p> <p>② 不当な勧誘の禁止の拡充</p> <p>③ 損失補てんの禁止の整備 等</p> <p><b>■ 産業構造審議会への諮問について</b></p> <p>経済産業省設置法第 7 条 1 項 3 号に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から産業構造審議会に対して諮問がなされ、産業構造審議会令第 6 条第 1 項の規定に基づき、産業構造審議会から商品取引所分科会に対して、諮問の付託がなされることとなっている。</p> <p>なお、平成 20 年 3 月 26 日に、内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方について諮問がなされ、商品取引所分科会において検討が開始されている。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・商品取引所については、農林水産省関係商品のみを扱う場合は農林水産省の単管、経済産業省関係商品のみを扱う場合は経済産業省の単管、それ以外は両省共管である。商品取引員については、両省の共管である。（第 354 条第 1 項）</p> <p>・商品取引所及びその会員に対する権限、商品取引員に関する権限のうち、立入検査、行政処分等に関するものを地方農政局及び経済産業局に委任している。（第 354 条第 2 項）</p>

<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査（第 157 条第 1 項、第 231 条第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>16 件（平成 18 年度）</li> <li>18 件（平成 19 年度）</li> <li>※18 年度は、農水省・経産省合同 15 件、農水省単独 1 件。</li> <li>※19 年度は、農水省・経産省合同 17 件、農水省単独 1 件。</li> <li>※全て本省、地方農政局・経済産業局合同で行っている。</li> </ul> </li> <li>・ 業務改善命令（第 232 条第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>3 件（平成 18 年度）</li> <li>4 件（平成 19 年度）</li> <li>※全て農水省、経産省合同。</li> <li>※全て本省が執行。</li> </ul> </li> <li>・ 業務停止命令（第 232 条第 2 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>4 件（平成 18 年度）</li> <li>11 件（平成 19 年度）</li> <li>※全て農水省、経産省合同。</li> <li>※全て本省が執行。</li> </ul> </li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）  （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省 企画立案部門 2 人（全員他の法律と兼務）</li> <li style="padding-left: 40px;">執行部門 29 人（全員他の法律と兼務）</li> <li>・ 地方農政局 執行部門 11 人（全員他の法律と兼務）</li> </ul> <p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省 企画立案及び執行部門 13 人（他の法律と兼務）</li> <li style="padding-left: 40px;">執行部門 41 人（他の法律と兼務）</li> <li>・ 経済産業局 執行部門 99 人（他の法律と兼務）</li> <li style="padding-left: 40px;">（特商法・割販法・消安法・品表法等の他の法律と兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査を行う際、農水省、経産省の間で協議を行い、案件により合同で実施している。</li> <li>・ 行政処分を、農林水産大臣、経済産業大臣の連名で実施している。</li> <li>・ 商品先物取引協会、委託者保護基金、商品取引清算機関と必要に応じて情報を共有している。</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①商品取引所法は委託者保護以外の視点を踏まえた制度を措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品取引所法は、商品先物市場に関するルールを定めている法律であり、商品先物市場の制度設計にあたっては、委託者保護の視点とあわせて、商品の透明かつ公正な価格形成機能の提供、価格変動リスクのヘッジ機能の提供、在庫調整機能等の提供、資産運用機能の提供といった商品先物取引がもつ機能の重要性を踏まえた複合的な視点が求められる。そのためには、商品取引員に係る業規制・行為規制、商品取引所に係る制度等、商品取引所法の諸制度について、相互のつながりに留意しながら総合的に制度のあり方や執行のあり方を判断する必要がある。</li> <li>さらに、近年、国境、分野を超えた市場間競争が激化している状況において、我が国の商品先物市場の競争力強化について検討を行うなど、経済活性化等の総合的な視点も必要とされるところ。</li> </ul> <p><b>②商品取引所法は現物の生産・流通に係る行政と密接不可分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、商品先物取引は、商品の生産や流通を円滑にするなど、重要な産業基盤としての役割を担っており、商品先物行政は、商品取引所法に基づく委託者保護の観点から規制を行っているだけでなく、現物取引の生産や流通を巡る政策と密接に関連している。</li> <li>仮に商品取引所法を新組織に移管・共管とすることになると、現物取引の生産や流通を巡る政策と商品先物取引に関する政策が不整合となる可能性があり、現物を扱う行政に著しい支障が生じるおそれがある。なお、一方で、金融関連諸法との整合性も踏まえて検討する必要がある。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①商品取引所法の執行は現物商品の生産流通と一体的に行う必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新組織に移管あるいは共管とした場合、現物商品の生産流通等を踏まえた監督ができるのか疑問がある。例えば、商品先物市場において不自然な値動きがあった場合、現物の需給・在庫情報を収集しやすい機関でなければ、当該値動きに寄与した取引が、現物の需給・在庫状況による一般的な思惑によるものなのか、それ以外の意図があるものなのかといった検証ができない。従って、現物商品及び関係業者を所管し、これらに一元的に監督権限が及ぶ物資所管省が所管すべきである。</li> </ul>

	<p><b>②商品取引員の許可には深い見識や高度な専門性が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、一般消費者に対して勧誘等を行い、商品先物取引の委託を受ける商品取引員については、商品取引所法の下で主務大臣の許可を受けることになっているが、許可に当たっては商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有していること等が基準になっている。このような知識や経験を判断するに当たっては、当然のことながら商品先物市場についての深い見識や高度な専門性が要求されることから、商品先物市場についての監督を行っている組織が同時に担うことが効率的である。</li> </ul>
その他	



1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p><u>1. ガス用品規制</u></p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。</li> <li>・国が指定した品目について、製造・輸入事業者は、出荷時に技術基準に適合させる義務がある。当該義務を履行すれば、その旨を表す表示（PSTG マーク）を製品に付すことができ、当該表示が付された製品でなければ、販売することができない。</li> <li>・事後的に技術基準不適合等の違反が発覚した時は、国は製造・輸入事業者に改善命令、表示の禁止、災害防止命令を発動することができる。</li> </ul> <p>【改正等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の搭載義務化（平成19年4月）</li> <li>・開放燃焼式ガス瞬間湯沸器及び開放燃焼式ガスストーブの不完全燃焼防止装置の作動するCO濃度の厳格化等（平成20年4月）</li> </ul> <p><u>2. ガス事業・保安規制</u></p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業が公益性の高い事業であることを踏まえ、ガス事業の許認可等に当たっては、ガス事業の運営の調整を行い、ガス事業者に対して供給区域等の需要に対する供給義務を課し、ガス料金その他の供給条件に係る供給約款を定めること等を求めている。</li> <li>・ガス事業者に対し技術基準に基づくガス導管等のガス工作物の工事・維持及び運用に伴う危険並びに障害の発生の防止、ガス消費機器の安全使用等についての周知・調査義務を課している。</li> </ul> <p>【改正等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導管漏えい検査の強化に係る改正（平成19年7月施行）</li> <li>・法定周知の強化に係る改正（平成19年7月施行）</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p><u>1. ガス用品規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・輸入事業者への報告徴収及び立入検査につき、経済産業局に委任（施行令第13条）。</li> <li>・販売事業者への報告徴収及び立入検査につき、都道府県に委任（施行令第12条）</li> </ul> <p><u>2. ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業の許可、ガスの料金その他の供給条件についての認可等につき、ガス事業者の供給区域等を管轄する経済産業局等に委任（法第3条・法第17条等、施行令第13条）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者に対する監査につき、ガス事業者等を管轄する経済産業局等に委任（法第45条の2、施行令第13条）。</li> <li>・ガス事業者に対する報告徴収・立入検査につき、ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部に委任（法第46条・第47条、施行令第13条）</li> </ul> <p>等</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p><u>1. ガス用品規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収（法46条） 本省3件</li> <li>・立入検査（法47条） 本省1件、地方局1件、都道府県67件、NITE5件</li> <li>・行政指導 地方局1件</li> </ul> <p><u>2. ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可・届出等 本省811件、経済産業局等合計9,057件</li> <li>・監査（法45条の2） 本省6件、経済産業局等合計115件</li> <li>・報告徴収（法46条） 本省0件、産業保安監督部合計2件</li> <li>・立入検査（法47条） 本省9件、産業保安監督部合計494件</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p><u>1. ガス用品規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案・執行部門 33人（他に消費生活用製品安全法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法を兼務）</li> <li>・経済産業局 執行部門 99人（他の法律と兼務）</li> <li>・都道府県 市町村等にさらに委任している等の実態もあり、具体的には不明。</li> </ul> <p><u>2. ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省（ガス事業関係） 企画立案・執行部門 14人</li> <li>・本省（ガス保安関係） 企画立案・執行部門 10人（他に「熱供給事業法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」を兼務）</li> <li>・経済産業局等 企画立案・執行部門 70人（他に「電気事業法」等を兼務）</li> <li>・産業保安監督部 執行部門 66人（他に「火類取締法」、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」等を兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p><u>1. ガス用品規制</u></p> <p>製造・輸入事業者に対する違反対応は、本省の指示の下、主に各地方経済産業局がNITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。</p> <p>また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本省、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。</p> <p><u>2. ガス事業・保安規制</u></p> <p>ガス事業の許認可等の際、所管するガス事業者間の事業調整のため、本省と所管経済産業局等との間で調整。</p>

	また、ガス事故によっては、原因究明の際に、消防・警察等と情報の連携を図り調査を行う場合もある。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①ガス事業法による規制は事前規制、経年劣化対策と事故情報制度を一体的に措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の安全確保は、消費者に製品を供給している事業者の責務であり、事故の防止にあたっては、最終的には事業者が如何に安全な製品を市場に供給し、要すれば回収、改修等を進めていくかが重要である。</li> <li>・ このため、①製品安全四法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)対象分野については、事故の未然防止のために品目を指定して出荷時の技術基準適合義務を課す事前規制、②長期使用に伴う経年劣化に係る事故を防止するための長期使用製品安全点検・表示制度(消費生活用製品安全法)、③重大製品事故が発生した場合の事業者に対する報告義務づけ、④緊急回収命令発動権限(消費生活用製品安全法)について、これらの制度に係る企画、改正、執行等を経済産業省が一体的に行っている。</li> <li>・ すなわち、製品の事前規制対象化や技術基準の策定・改訂あるいは経年劣化対策の立案は、当該製品に係る事故状況やその技術的分析結果をフィードバックして進めているものであり、これらの事前規制、経年劣化対策、事故報告制度は、一体的に企画・執行されることが、消費者被害防止の観点からは必要不可欠である。</li> </ul> <p><b>②一部だけの移管は制度の効率性を阻害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、製品安全四法のうち一部の法律や事故報告・公表制度等の一部の制度を移管することとなれば、事故報告制度で報告された情報とその技術的分析結果を事前出荷時規制に適切にフィードバックすることができなくなり、製品安全の適切な確保ができなくなる。</li> <li>・ なお、各省側に事業者からの事故情報を受け付けるシステムがなければ、各省側で事業者側に迅速な対応が図られなくなるため、各省による情報収集権限が不可欠である。</li> </ul> <p><b>③その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業規制についていえば、ガスは国民生活及び国民経済上不可欠のエネルギーであり、これを低廉な価格で豊富に、かつ、安定して供給することは国家的要請である。ガスは家庭用の需要のみならず、産業用にも広く使われており、同一のガス導管等によって供給が行われているため、産業用・家庭用について一体的に行政を行うことが不可欠である。また、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るという観点も、安定的なガスの供給の実現を果たす上では不可欠であることから、ガス事業の健全な発達の観点とガスの使用者の保護の観点は一体不可分である。</li> </ul>
----------------	--

	<p>具体的にガスの小売料金に関して言えば、大口需要家に対する供給については自由化範囲を拡大する一方で、一般家庭等の小口需要家に対する供給については価格の確保のみならず、ガス事業の健全な運営が可能となるよう、適正な効率化努力を行う経営を前提に適正な事業報酬を含んだ総括原価主義による料金規制等を行っている。このように、ガス事業法はガスの使用者の利益の保護のみならず、ガス事業の健全な発達を図ることを目的としており、かつ、両者は一体不可分であるため、エネルギー政策を所管している経済産業省において引き続き所管する必要がある。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①品目指定や技術基準の改定には技術的知見が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品安全四法に基づく事前規制に係る部分については、品目を指定し、製造・輸入事業者に対して安全基準の遵守義務を課すとともに、製造・輸入・販売事業者に対して技術基準を満たしていない製品の販売禁止を課している。こうした品目指定や技術基準の策定・改訂に際しては、各製品の技術動向や製造・流通実態を継続的に把握している業所管としての経済産業省が、これまでの事故の発生状況を十分に踏まえた上で、場合によっては標準化等によって支援しつつ、製造・輸入・販売事業者を指導して進めている。効果的な執行のためには、経済産業行政により培われた技術的知見と一体となった執行が不可欠である。</li> <li>・ また、例えば、技術基準違反摘発などでは、試買検査を実施しつつ、立入検査・報告徴収等を行い、技術基準違反等の事業者を発見して指導し、必要に応じ、製品回収を求めている。当該製品に関する技術的知見、製造・流通実態を継続的に把握している経済産業省でなければ、このような対応はできない。また、消費者に対して安全な製品を供給するためには、国際的動向を的確に捉えていくことも必要であるところ、例えば、リチウムイオン蓄電池について事前規制の対象としつつ、我が国の基準を国際規格化の指導も行うなど、経済産業行政と一体となった仕組みが不可欠である。</li> </ul> <p><b>②重大事故の分析や自主的リコールの促進に関しては専門性が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故報告は、単に報告を受け付け、そのまま公表すれば良いのではなく、専門的・技術的知見に基づく洞察の下、その後の迅速な事故対応も睨んだ上で、事業者からヒアリングを実施して技術的な内容も報告させる必要があるとともに、消費者に的確な注意喚起を行うために事故原因の技術的分析に基づく的確な公表が必要である。</li> <li>・ さらに、重大事故の報告を経済産業省が受けた場合、1週間以内に公表するだけでなく、必要に応じて、事業者に対して自主的リコールを指導している。このリコールの実施の判断及び効果的なリコールの実施方法の協議にあたっては、当該製品に関する技術的知見、製造・販売実態に精通し、経済産業省が実施することが必要不可欠。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すなわち、事故が発生した場合には、技術的知見に照らして当該製品の事故再発リスクを精査し、重大事故報告制度によるこれまでの重大事故発生状況、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報に係るデータベースによるその他の事故の発生状況、その他の事業者の状況、事前規制に関する技術基準の遵守状況、製造・流通実態等を把握した上、事業者に対してリコールを促すとともに、効果的なリコールの実施方法について協議している。</li> <li>・ また、自主的リコールの指導にあたっては、経済産業省が併せて公表して注意喚起を呼び掛けるだけではなく、当該事業者単独の対応では効果的な対応が困難な場合には、関係企業共同の取組を指導・支援したり、販売事業者やエネルギー供給事業者に対して所有者情報の提供を要請或いは所有者に対してリコールの情報提供を行うよう要請する等を実施しているところであり、このような対応も製造・販売事業者を所管する経済産業省が実施することが実効性を高める。</li> <li>・ いずれにせよ、一昨年11月に消費生活用製品安全法を改正し、事故の未然防止から事故の再発・拡大防止までの一環した企画・執行体制を整備して、有効に機能している。</li> </ul> <p><b>③その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業規制の執行について言えば、例えば、小売料金規制の中核をなす供給約款の認可基準においては、料金がガスの使用者の利益を保護し、かつ、ガス事業の健全な発達が可能となるよう、総括原価主義に基づいて定められ、かつ、需要家のために供給の種類毎に定率又は定額を持って明確に定められることを求めている。また、料金算定にあたっては、産業用・家庭用のそれぞれに特有の料金原価が最初から全て切り分けられているわけではなく、両者一体としての原価を定められた方法により割り振っていくことで、適正な料金が導き出されるよう監督する必要がある。このように、ガス事業法の目的からは、消費者保護の観点のみによる法施行が行われてはならず、ガス事業の適正な運営も可能となる観点も併せ持った一元的な法執行を行っていく必要がある。</li> </ul>
その他	

【法律名】電気用品安全法

【府省庁名】経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。</li> <li>・政令で指定された電気用品に関し、製造・輸入事業者に対し、届出義務、省令で定める技術基準の適合義務や検査義務を課し、製造・輸入事業者は所定の表示(PSEマーク)を付して出荷。</li> <li>・販売段階においては、所定の表示がない電気用品の販売は禁止される。</li> <li>・技術基準違反等の場合には、改善命令、表示禁止命令、危害防止命令等を発動することができる。</li> <li>・審議会に係る規定はないが、制度改正時には、当該案件を産業構造審議会製品安全小委員会に諮ることとしている。</li> </ul> <p>【改正等】</p> <p>平成19年11月21日付で以下の2点につき法改正。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) PSE表示制度の見直し（平成19年12月21日付施行）</li> <li>(2) リチウムイオン蓄電池を規制対象製品に追加</li> </ol>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・輸入事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、地方経済産業局に委任。</li> </ul> <p>（施行令第6条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、都道府県知事に委任（施行令第5条第1項）。</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査 独立行政法人製品評価技術基盤機構230件、地方局4件、都道府県2715件（平成18年度）</li> <li>・報告徴収 本省1件、地方局282件、都道府県4件（平成18年度）</li> <li>・本省、地方局による行政指導件数多数。</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案及び執行部門 33人（他の法律と兼務）</li> <li>・経済産業局 執行部門 99人（他の法律と兼務）</li> <li>・都道府県 市町村にさらに委任している実態等もあり、具体的には不明。</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造・輸入事業者に対する違反对応は、本省の指示の下、主に各地方経済産業局がNITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。</li> <li>・また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本省、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①電気用品安全法による規制は事前規制、経年劣化対策と事故情報制度を一体的に措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の安全確保は、消費者に製品を供給している事業者の責務であり、事故の防止にあたっては、最終的には事業者が如何に安全な製品を市場に供給し、要すれば回収、改修等を進めていくかが重要である。</li> <li>・ このため、①製品安全四法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)対象分野については、事故の未然防止のために品目を指定して出荷時の技術基準適合義務を課す事前規制、②長期使用に伴う経年劣化に係る事故を防止するための長期使用製品安全点検・表示制度(消費生活用製品安全法)、③重大製品事故が発生した場合の事業者に対する報告義務づけ、④緊急回収命令発動権限(消費生活用製品安全法)について、これらの制度に係る企画、改正、執行等を経済産業省が一体的に行っている。</li> <li>・ すなわち、製品の事前規制対象化や技術基準の策定・改訂あるいは経年劣化対策の立案は、当該製品に係る事故状況やその技術的分析結果をフィードバックして進めているものであり、これらの事前規制、経年劣化対策、事故報告制度は、一体的に企画・執行されることが、消費者被害防止の観点からは必要不可欠である。</li> </ul> <p><b>②一部だけの移管は制度の効率性を阻害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、製品安全四法のうち一部の法律や事故報告・公表制度等の一部の制度を移管することとなれば、事故報告制度で報告された情報とその技術的分析結果を事前出荷時規制に適切にフィードバックすることができなくなり、製品安全の適切な確保ができなくなる。</li> <li>・ なお、各省側に事業者からの事故情報を受け付けるシステムがなければ、各省側で事業者側に迅速な対応が図られなくなるため、各省による情報収集権限が不可欠である。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①品目指定や技術基準の改定には技術的知見が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品安全四法に基づく事前規制に係る部分については、品目を指定し、製造・輸入事業者に対して安全基準の遵守義務を課すとともに、製造・輸入・販売業者に対して技術基準を満たしていない製品の販売禁止を課している。こうした品目指定や技術基準の策定・改訂に際しては、各製品の技術動向や製造・流通実態を継続的に把握している業所管としての経済産業省が、これまでの事故の発生状況を十分に踏まえた上で、場合</li> </ul>



	<p>によっては標準化等によって支援しつつ、製造・輸入・販売事業者を指導して進めている。効果的な執行のためには、経済産業行政により培われた技術的知見と一体となった執行が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、例えば、技術基準違反摘発などでは、試買検査を実施しつつ、立入検査・報告徴収等を行い、技術基準違反等の事業者を発見して指導し、必要に応じ、製品回収を求めている。当該製品に関する技術的知見、製造・流通実態を継続的に把握している経済産業省でなければ、このような対応はできない。また、消費者に対して安全な製品を供給するためには、国際的動向を的確に捉えていくことも必要であるところ、例えば、リチウムイオン蓄電池について事前規制の対象としつつ、我が国の基準を国際規格化の指導も行うなど、経済産業行政と一体となった仕組みが不可欠である。</li> </ul> <p><b>②重大事故の分析や自主的リコールの促進に関しては専門性が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故報告は、単に報告を受け付け、そのまま公表すれば良いのではなく、専門的・技術的知見に基づく洞察の下、その後の迅速な事故対応も睨んだ上で、事業者からヒアリングを実施して技術的な内容も報告させる必要があるとともに、消費者に的確な注意喚起を行うために事故原因の技術的分析に基づく的確な公表が必要である。</li> <li>さらに、重大事故の報告を経済産業省が受けた場合、1週間以内に公表するだけでなく、必要に応じて、事業者に対して自主的リコールを指導している。このリコールの実施の判断及び効果的なリコールの実施方法の協議にあたっては、当該製品に関する技術的知見、製造・販売実態に精通し、経済産業省が実施することが必要不可欠。</li> <li>すなわち、事故が発生した場合には、技術的知見に照らして当該製品の事故再発リスクを精査し、重大事故報告制度によるこれまでの重大事故発生状況、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報に係るデータベースによるその他の事故の発生状況、その他の事業者の状況、事前規制に関する技術基準の遵守状況、製造・流通実態等を把握した上、事業者に対してリコールを促すとともに、効果的なリコールの実施方法について協議している。</li> <li>また、自主的リコールの指導にあたっては、経済産業省が併せて公表して注意喚起を呼び掛けるだけでなく、当該事業者単独の対応では効果的な対応が困難な場合には、関係企業共同の取組を指導・支援したり、販売事業者やエネルギー供給事業者に対して所有者情報の提供を要請或いは所有者に対してリコールの情報提供を行うよう要請する等を実施しているところであり、このような対応も製造・販売事業者を所管する経済産業省が実施することが実効性を高める。</li> <li>いずれにせよ、一昨年11月に消費生活用製品安全法を改正し、事故の未然防止から事故の再発・拡大防止までの一環した企画・執行体制を整備して、有効に機能している。</li> </ul>
その他	

【法律名】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

【府省庁名】経済産業省商務流通グループ製品安全課

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p><u>1. LP ガス器具規制</u> 【概要】 ・一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。 ・国が指定したLP ガス器具について、製造・輸入事業者は、出荷時に技術基準に適合させる義務がある。当該義務を履行すれば、その旨を表す表示（PSTG マーク）を製品に付すことができ、当該表示が付された製品でなければ、販売することができない。 ・事後的に技術基準不適合等の違反が発覚した時は、国は製造・輸入事業者に改善命令、表示の禁止、災害防止命令を発動することができる。 【改正等】 ・半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の搭載義務化（平成19年4月） ・開放燃焼式ガス瞬間湯沸器及び開放燃焼式ガストーブの不完全燃焼防止装置の作動するCO濃度の厳格化等（平成20年4月）</p> <p><u>2. LP ガス事業・保安規制</u> 【概要】 ・液化石油ガスの販売は法令で定める基準に従わなければならない。特に、消費者保護の観点から販売事業者の遵守すべき販売方法の基準が省令で定められており、消費設備の所有者の確認、液化石油ガスの継続的消費に支障を生じない引き渡し、契約解除時の供給設備の撤去期間等が定められている。 ・液化石油ガスを使用する設備・機器に関する基準を設ける他に、液化石油ガス販売事業者を登録制に、保安機関を認可制にし、これらの事業者に対して、一般消費者等の保安を確保するため、供給設備の点検、消費設備の調査、緊急時連絡への対応、消費者への周知の保安業務を課している。この他、業務主任者等の選任、従業員への保安教育等の義務を課しているところである。 【改正等】 ・液化石油ガス供給設備等の取り外しに係る技術基準改正（省令 平成19年7月） ・法定周知の強化に係る改正（省令 平成19年7月）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p><u>1. LP ガス器具規制</u> ・製造・輸入事業者への報告徴収及び立入検査につき、経済産業局に委任（施行令第13条）。 ・販売事業者への報告徴収及び立入検査につき、都道府県に委任（施行令第12条）</p>

	<p><u>2. LP ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガス販売事業者の登録及び保安機関の認定については、都道府県知事及び経済産業大臣が行う。（法第3条第1項、法第29条第1項）</li> <li>・液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設等の設置について、所在地の都道府県知事の許可（法第36条）</li> <li>・液化石油ガス販売事業者の登録等を行った場合には、都道府県知事、国家公安委員会及び消防庁長官に通報（施行令第11条）</li> <li>・液化石油ガス販売事業者の登録について、大臣の権限を一部経済産業局長及び産業保安監督部長に委任（施行令第14条第1項）</li> <li>・保安機関の認定について、大臣の権限を一部産業保安監督部長に委任（施行令第14条第4項）等</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p><u>1. LP ガス器具規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収（法82条） 本省3件</li> <li>・立入検査（法83条） 本省1件、地方局1件、都道府県806件、NITE25件</li> <li>・行政指導 地方局2件</li> </ul> <p><u>2. LP ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査（法第83条） 原子力安全・保安院11事業者、21件 産業保安監督部172事業者、225件</li> <li>・行政指導 原子力安全・保安院6事業者</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p><u>1. LP ガス器具規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案及び執行部門 33人（他に消安法、電安法、ガス事法、品表法を兼務）</li> <li>・経済産業局 執行部門 99人（他の法律と兼務）</li> <li>・都道府県 不明（市町村にさらに委任している都道府県もあるため）</li> </ul> <p><u>2. LP ガス事業・保安規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省（LP ガス事業関係） 企画立案・執行部門 18人（他に「石油の備蓄の確保等に関する法律」、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」、「石油パイプライン事業法」、「石油需給適正化法」を兼務）</li> <li>・本省（LP ガス保安関係） 企画立案・執行部門 6人（他に「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」を兼務）</li> <li>・産業保安監督部 執行部門 66人 （他に「火類取締法」、「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」等を兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p><u>1. LP ガス器具規制</u></p> <p>製造・輸入事業者に対する違反对応は、本省の指示の下、主に各地方経済産業局がNITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。</p> <p>また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本省、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。</p> <p><u>2. LP ガス事業・保安規制</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LPガス事故については、事業者から都道府県又は産業保安監督部を通じ報告</li> <li>・ 事故対応及び事故原因の究明については、本省・産業保安監督部、都道府県と連携して実施</li> <li>・ 立入検査を行う場合にあっては、本省、産業保安監督部及び都道府県担当者が必要に応じ同行</li> </ul>
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。</p> <p><b>①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法による規制は事前規制、経年劣化対策と事故情報制度を一体的に措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の安全確保は、消費者に製品を供給している事業者の責務であり、事故の防止にあたっては、最終的には事業者が如何に安全な製品を市場に供給し、要すれば回収、改修等を進めていくかが重要である。</li> <li>・ このため、①製品安全四法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)対象分野については、事故の未然防止のために品目を指定して出荷時の技術基準適合義務を課す事前規制、②長期使用に伴う経年劣化に係る事故を防止するための長期使用製品安全点検・表示制度(消費生活用製品安全法)、③重大製品事故が発生した場合の事業者に対する報告義務づけ、④緊急回収命令発動権限(消費生活用製品安全法)について、これらの制度に係る企画、改正、執行等を経済産業省が一体的に行っている。</li> <li>・ すなわち、製品の事前規制対象化や技術基準の策定・改訂あるいは経年劣化対策の立案は、当該製品に係る事故状況やその技術的分析結果をフィードバックして進めているものであり、これらの事前規制、経年劣化対策、事故報告制度は、一体的に企画・執行されることが、消費者被害防止の観点からは必要不可欠である。</li> </ul> <p><b>②一部だけの移管は制度の効率性を阻害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、製品安全四法のうち一部の法律や事故報告・公表制度等の一部の制度を移管することとなれば、事故報告制度で報告された情報とその技術的分析結果を事前出荷時規制に適切にフィードバックすることができなくなり、製品安全の適切な確保ができなくなる。</li> <li>・ なお、各省側に事業者からの事故情報を受け付けるシステムがなければ、各省側で事業者側に迅速な対応が図られなくなるため、各省による情報収集権限が不可欠である。</li> </ul> <p><b>③その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガス法は、保安の確保と取引価格の透明化等の取引の適正化を業所管として一体的に図っているところ、これらを分離することはできないため、エネルギー政策を所管する経済産業省において引き続き所管する必要がある。</li> </ul>
----------------	---

執行上の問題点

新組織の機能、組織、移管する範囲等の内容が不明であるためその適否についてコメントすることは困難であるが、敢えて論点を提示すると下記の通り。

**①品目指定や技術基準の改定には技術的知見が必要**

- ・ 製品安全四法に基づく事前規制に係る部分については、品目を指定し、製造・輸入事業者に対して安全基準の遵守義務を課すとともに、製造・輸入・販売業者に対して技術基準を満たしていない製品の販売禁止を課している。こうした品目指定や技術基準の策定・改訂に際しては、各製品の技術動向や製造・流通実態を継続的に把握している業所管としての経済産業省が、これまでの事故の発生状況を十分に踏まえた上で、場合によっては標準化等によって支援しつつ、製造・輸入・販売事業者を指導して進めている。効果的な執行のためには、経済産業行政により培われた技術的知見と一体となった執行が不可欠である。
- ・ また、例えば、技術基準違反摘発などでは、試買検査を実施しつつ、立入検査・報告徴収等を行い、技術基準違反等の事業者を発見して指導し、必要に応じ、製品回収を求めている。当該製品に関する技術的知見、製造・流通実態を継続的に把握している経済産業省でなければ、このような対応はできない。また、消費者に対して安全な製品を供給するためには、国際的動向を的確に捉えていくことも必要であるところ、例えば、リチウムイオン蓄電池について事前規制の対象としつつ、我が国の基準を国際規格化の指導も行うなど、経済産業行政と一体となった仕組みが不可欠である。

**②重大事故の分析や自主的リコールの促進に関しては専門性が必要**

- ・ 重大事故報告は、単に報告を受け付け、そのまま公表すれば良いのではなく、専門的・技術的知見に基づく洞察の下、その後の迅速な事故対応も睨んだ上で、事業者からヒアリングを実施して技術的な内容も報告させる必要があるとともに、消費者に的確な注意喚起を行うために事故原因の技術的分析に基づく的確な公表が必要である。
- ・ さらに、重大事故の報告を経済産業省が受けた場合、1週間以内に公表するだけでなく、必要に応じて、事業者に対して自主的リコールを指導している。このリコールの実施の判断及び効果的なリコールの実施方法の協議にあたっては、当該製品に関する技術的知見、製造・販売実態に精通し、経済産業省が実施することが必要不可欠。
- ・ すなわち、事故が発生した場合には、技術的知見に照らして当該製品の事故再発リスクを精査し、重大事故報告制度によるこれまでの重大事故発生状況、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報に係るデータベースによるその他の事故の発生状況、その他の事業者の状況、事前規制に関する技術基準の遵守状況、製造・流通実態等を把握した上、事業者に対してリコールを促すとともに、効果的なリコールの実施方法について協議している。
- ・ また、自主的リコールの指導にあたっては、経済産業省が併せて公表して注意喚起を呼び掛けるだけでなく、当該事業者単独の対応では効果的な対応が困難な場合には、関係企業共同の取組を指導・支援したり、

	<p>販売事業者やエネルギー供給事業者に対して所有者情報の提供を要請或いは所有者に対してリコールの情報提供を行うよう要請する等を実施しているところであり、このような対応も製造・販売事業者を所管する経済産業省が実施することが実効性を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにせよ、一昨年11月に消費生活用製品安全法を改正し、事故の未然防止から事故の再発・拡大防止までの一環した企画・執行体制を整備して、有効に機能している。</li> </ul>
その他	

【法律名】 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

【府省庁名】 農林水産省・経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外商品市場における先物取引の受託等に関する消費者保護のため、海外商品取引業者に対して書面の交付、勧誘方法等に関する規制を義務付けるとともに、必要に応じて報告徴収及び立入検査を行い、違反者に対しては1年以内の業務停止を命ずる。</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外商品取引業者に対する監督につき、農林水産関係商品を扱う場合は農林水産省と共管。</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収及び立入検査（第12条） <ul style="list-style-type: none"> <li>1件（平成18年度）</li> <li>11件（平成19年度）</li> </ul> </li> <li>業務停止命令（第11条） <ul style="list-style-type: none"> <li>0件（平成18年度）</li> <li>6件（平成19年度）</li> </ul> </li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）  （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本省 企画立案部門 2人（うち他の法律との兼務2人）</li> <li>執行部門 22人（うち他の法律との兼務22人）</li> <li>農政局 執行部門 11人（うち他の法律との兼務11人）</li> </ul> <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本省 企画立案及び執行部門 13人（他の法律と兼務）</li> <li>執行部門 41人（他の法律と兼務）</li> <li>経済産業局 執行部門 99人（他の法律と兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収及び立入検査等を行う際に、農林水産省と事前に調整を行うとともに、連携をとって共同で実施している。</li> <li>また、刑事告発等の可能性を有する場合は、必要に応じて、警察との調整、情報提供を行う場合があり得る。</li> </ul>
<p>その他</p>	



2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>（国内の先物取引との一体性）</p> <p>海外商品市場における先物取引（以下「海先取引」という。）は、国内の先物取引のカバー取引としての位置付けにあるものであり、海先法自体では業規制は盛り込まれていないものの、物資所管という観点からは、商品の価格の形成、生産及び流通の円滑化の観点からも、国内の先物取引と表裏の関係にあるものとして捉えるべきものである。</p> <p>現在、商品市場においてもグローバル化の進展により、国内市場のカバー取引としての潜在的需要は高まっているものと考えられることから、国内の先物取引と一体的にその動向を注目する必要がある、物資所管大臣として、国内の先物取引と一体的に所掌する必要性がある。</p> <p>（所掌関係の複雑化）</p> <p>海外商品市場における先物取引に関する法律（以下「海先法」という。）の主務大臣は、経済産業大臣及び海外商品市場における先物取引の目的となっている商品の流通を所掌する大臣とし、経済産業大臣並びに農林水産大臣を主務大臣としている。</p> <p>具体的には、海外39市場で取り扱われる経産省所管8商品、農水省所管16商品が対象となり、委託者保護の観点だけでなく、商品の流通という観点からも所掌されるものである。</p> <p>また、委託者対応という観点からも、消費者相談室を有し、直接消費者から苦情等を受け付け、これを基に、法執行を行う、委託者（消費者）の立場に立った規制行政の体系が構築されている。</p> <p>このため、既に、物資所管並びに委託者保護の両方の視点に立った規制行政の体系が確立されているにも係わらず、仮に、海先法を新組織に移管したとしても、制度面からの縦割り行政の是正の解決策とはならず、むしろ、所掌の複雑化、屋上屋を重ねる結果となり、行政の効率化に逆行する結果となることが懸念される。</p> <p>（専門的分野における委託者保護政策の一貫性の確保）</p> <p>平成20年3月27日に農林水産大臣及び経済産業大臣の諮問に基づき開催された産業構造審議会商品取引所分科会の審議の結果、海外商品先物取引等小委員会（仮称）の設置が決定された。</p> <p>農林水産大臣並びに経済産業大臣のもとで委託者保護の強化に向けた取組が検討される段階にあるなかで新組織への移管を行うことは、これまでの取組を反故にし、海先取引という専門的で特殊な取引形態における委託者保護政策の一貫性を損ない、混乱・停滞を招く結果となることが危惧される。</p> <p>（法執行と企画部門の分離による効率性の低下）</p> <p>専門的で複雑な取引形態である海先取引は、業者の転廃業、取引形態の変化も早いことから、常に、取引実態を注視するとともに、委託者の苦情情報に傾聴し、変化に対応したフレキシブルな行政運営が求められる。</p>
----------------	--

	<p>このため、行政運営の観点からも、専門的な取引を専管的に取り扱う体制を必要とするとともに、変化に即応するため企画部門と法執行部門は分離せず一体的に運営するほうが効率的且つ効果的である。</p> <p>このため、海先取引に関して、広範な分野を取り扱う新たな組織への移管、企画部門と執行部門の分離又は共管とすることは、行政運営の効率化に資するものではなく、行政運営の硬直化、非効率化が懸念される。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>(国内検査との一体性の確保)</p> <p>物資所管の観点から、法執行においても、国内の商品取引員の検査を担当する検査官が一体的に対応することが望ましい。</p> <p>また、実態上も、海外商品取引業者は国内の商品取引員と同様な取引形態が見うけられるとともに、国内の商品取引外務員経験者が海先取引に転業する事例も多いため、法執行上も、国内の商品先物取引と海先取引の両方の知見を有する検査官が対応するほうが効率的である。</p> <p>(専門的分野における法執行の一貫性の確保)</p> <p>海先取引は、専門的かつ特殊な取引形態であり、昭和57年制定以降、農林水産省及び経済産業省の共管として、両省一体となって法執行にあたってきたところである。</p> <p>海先法に基づく法執行を行う行政機関は両省のみであり、ノウハウを有するとともに、専門的な知識、経験を有する検査官を配置し、専門分野に特化した効率的な検査、処分を行うための体制は既に整備されている。</p> <p>これをあえて、新たな組織に移管する必要性は見いだせず、法執行の一貫性の確保、効率性の観点からも疑問であり、むしろ、専門的に特化した体制を一般的で広範囲な分野を担当する新組織に所属せしめることに伴う弊害が危惧される。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】商品投資に係る事業の規制に関する法律

【府省庁名】財務省、金融庁、農林水産省、経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品投資に係る事業の公正化・円滑化及び投資者保護を図るため、商品投資顧問契約（商品投資に係る投資判断の一任契約）に基づいて商品投資を行う「商品投資顧問業者」に対する許可制度の実施その他の必要な規制を行う。</li> <li>商品投資顧問業に対し、主務大臣の許可を必要とする（第3条）等、所要の許認可及び監督を実施。</li> <li>商品投資により運用する組合契約等を行う者（商品投資販売業者）に対し、商品投資顧問業者への一任の義務づけ（第33条）等、所要の規制について監督を実施。</li> <li>平成18年通常国会において法改正を行い、商品投資販売業者の許可制度を廃止して、金融商品取引法に移管した（平成19年9月施行）。</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品投資顧問業者に対する許認可、監督につき、農林水産省と共管。ただし、経済産業関連商品のみの商品投資顧問業者に関しては経済産業省（第42条第1項）。</li> <li>商品投資販売業者に対する監督につき、金融庁及び農林水産省と共管。ただし、経済産業関連商品のみの商品投資販売業者に関しては金融庁及び経済産業省、農水産業関連商品のみの商品投資販売業者に関しては金融庁及び農林水産省（第42条第1項）。</li> <li>商品投資顧問業者及び商品投資販売業者に対する立入検査等の権限につき、農林水産省は地方農政局に、経済産業省は経済産業局に、内閣総理大臣（金融庁）は財務局長等に委任（第42条第4項）。</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品投資顧問業者に対する報告徴収及び立入検査（第30条）、業務改善命令（第31条）並びに許可の取消及び業務停止命令（第32条）、並びに商品投資販売業者に対する指示（第35条）業務停止命令（第36条）並びに報告徴収及び立入検査（第37条）については、いずれも実績なし（平成19年度）。</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本省 企画立案部門 2人（うち他の法律との兼務2人） 執行部門 2人（うち他の法律との兼務2人）</li> </ul> <p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務局においては、商品投資販売業者の専従担当者はおらず、金融商品取引業者、銀行、信用金庫、信用組合、貸金業者等に対する監督事務を兼務している。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本省 企画立案部門 2人（うち他の法律との兼務2人） 執行部門 22人（うち他の法律との兼務22人）</li> <li>農政局 執行部門 11人（うち他の法律との兼務11人）</li> </ul> <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本省 企画立案及び執行部門 13人（他の法律と兼務）</li> </ul>

	<p>執行部門 32人（他の法律と兼務）</p> <p>・ 経済産業局 執行部門 99人（他の法律と兼務）</p>
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品投資顧問業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際に、農林水産省と事前に調整。</li> <li>商品投資販売業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際に、金融庁及び農林水産省と事前に調整。</li> </ul>
その他	

## 2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	<p>（商品投資顧問業者の許可）</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「商品ファンド法」という。）は、商品ファンドの運営に関する規制を定めた法律であり、商品ファンド運営にあたっては、投資者保護の視点のみならず、それに加えて、商品投資に係る事業者の業務の適正な運営を確保し、商品投資に係る事業を公正かつ円滑にすること目的としている。</p> <p>また、商品投資顧問業者は、商品取引所と密接な関係にあり、これらに関する企画・監督は一体的に行われる必要がある。</p> <p>投資家保護のため、顧客から投資判断の一任を受けて商品投資を行う商品投資顧問業は許可制が取られているが、当該許可に当たっては、商品投資顧問業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有していること（商品投資における運用能力）や、事業者の財務の健全性等について審査する必要がある。</p> <p>商品投資における運用能力について審査する際には、商品投資の対象となる商品先物市場についての深い見識や高度な専門性が要求されることから、商品先物市場について企画・監督を行っている組織が同時に担うことが不可欠である。</p>
執行上の問題点	<p>（専門的分野における法執行の一貫性の確保）</p> <p>商品投資顧問業者は、商品取引所と密接な関係にあることから、商品投資顧問業者の法執行についても、商品取引所に関する法執行を行う組織により一体的に行われる必要がある。</p> <p>商品投資の対象となる商品先物市場についての深い見識や高度な専門性を要求されるため、新組織に移管した場合の実効性の確保及び混乱が懸念される。</p> <p>また、仮に、共管としても、情報伝達、協議に時間を要する等、効率的とはいえず、企画、監督と法執行を分離することによる弊害が懸念される。</p>
その他	

【法律名】 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

【府省庁名】 経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	ゴルフ場等に係る会員契約に関して、会員の利益を保護し、あわせて役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とし、会員制事業者等に対する規定を設けている。 ・ 会員募集前の主務大臣への届出（第3条） ・ 会員契約の締結時期の制限（第4条） ・ 顧客への書面交付（第5条） ・ 会員への書類の閲覧（第9条）等
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 募集の届出の受理につき、経済産業地方局に委任（第3条）。 ・ 指示、業務の停止等の命令、報告の聴取及び立入検査につき、都道府県に委任（第10条、第11条、第17条）。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	・ 報告徴収（第17条）3件（平成18年） ・ 指示（第10条）1件（平成18年）
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	・ 本省 企画立案及び執行部門 12人（他の法律との兼務） ・ 経済産業局 企画立案及び執行部門 90人（他の法律との兼務）
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	・ 都道府県が指示、業務の停止等の命令、報告の聴取及び立入検査を行う際に、事前に相談。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>本法は、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として定められた法律である。          このように、本法は企業会員を含めた消費者の利益の保護のみを目的とするものではなく、適正・円滑なサービス提供を促すことによってゴルフ産業の健全な発展を図る制度であり、ゴルフ産業の振興を担う経済産業省において所管する必要がある。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>同法の適切な施行のためには、ゴルフ産業における役務提供の特殊性に対する認識や、法目的である「ゴルフ産業の振興」の勘案が不可欠である。従って、ゴルフ産業を全般的にカバーし、専門的知見を有する経済産業省がその実態を踏まえて執行するのではなく、専ら消費者保護を担当する機関が他業種と横並びで施行を行う場合、同法の実効性が担保されなくなり、却って消費者の利益を損なう恐れがある。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】計量法

【府省庁名】経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>・計量法の制度概要</p> <p>計量法においては、経済・社会活動を行う上で基盤となる「計量の基準」を定め、その実効性を担保するべく「適正な計量の実施を確保」する観点から、取引・証明に係る計量をする全ての者に対し、一定の計量単位の使用を義務付け、また、正確に計量する義務を課している。</p> <p>このため、実際に正確な計量を行うための基盤となる体制を整備することについて規定しており、事業者対消費者の取引・証明のみならず事業者間の取引・証明にも関わってくる正確な計量器を供給するしくみ（計量器の検定・定期検査、適正な計量管理を行う事業者の優遇及び計量器の検査を行う計量士制度等）及び商品の量目制度等を制度化している。また、国家計量標準による校正サービスの提供や計量証明事業者の登録等についても定めている。</p> <p>これらの制度を適正に運用するためには高度な技術が必須となるため、独立行政法人産業技術総合研究所等の関係機関において計量法の運用に必要な技術的な側面を担わせ、また、使用する計量器の正確性の確認から計量方法の適切さの確認まで一貫して計量に関する専門的な人材や機材をもつ単一部局が担当するべく、都道府県及び特定市町村の計量検定所等が計量器の検定・定期検査や計量の状況を確認するための立入検査などの業務を包括的に実施している。</p> <p>計量法と審議会の関わりとしては、計量制度に関する重大な枠組みの変更に係る案件は、経済産業省設置法の規定により産業構造審議会において審議される。また、特定計量器の種類や計量単位の決定など計量行政の実施に関する事項については計量法の規定により計量行政審議会において審議することが義務付けられている。</p> <p>・計量法改正の概況</p> <p>明治24年 度量衡法制定（近代的度量衡制度の確立。尺貫法とともにメートル法を公認。）</p> <p>昭和26年 計量法制定（単位の対象の拡大、メートル法の推進）</p> <p>平成4年 計量法全部改正（現行計量法の制定。計量単位の国際単位系への統一。）</p> <p>平成13年 計量法改正（ダイオキシン等極微量物質の正確計量のためのMLAP制度創設）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・計量器の検定（一部）、装置検査の実施（一部）、特定計量器の修理事業者・販売事業者・特殊容器製造者の管理、計量証明事業者の登録、計量証明検査の実施等につき都道府県の自治事務（第16条、第46条、第51条、第116条、第117条等）</p> <p>・定期検査の実施、指定期間検査機関の指定、国の事業所を除く適正計量管理事業所の指定等につき都道府県・特定市町村の自治事務（第1</p>

	<p>9条、第20条、第127条等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量器の検定（一部）、装置検査の実施（一部）、型式の承認、基準器検査、特定標準器による校正等につき独立行政法人産業技術総合研究所等へ事務委任（第168条の2等）</li> <li>・特定計量証明事業、特定標準器による校正、報告の徴収等につき独立行政法人製品評価技術基盤機構等への事務委任（第168条の3等）</li> <li>・特定計量器の製造事業に関する経由事務、指定製造事業者に関する経由事務及び計量士に関する経由事務等の都道府県の法定受託事務（第169条の2等）</li> <li>・国の事業所に関する適正計量管理事業所に関する経由事務等の特定市町村の法定受託事務（第169条の2等）</li> </ul>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告（第10条第2項、第15条第1項、第52条第2項） 都道府県 119件、特定市町村 24件（18年度）</li> <li>・公表（第10条第3項、第15条第2項、第52条第3項） 都道府県 0件、特定市町村 0件（18年度）</li> <li>・措置命令（第15条第3項） 都道府県 0件、特定市町村 0件（18年度）</li> <li>・改善命令等（第44条、第48条、第56条等） 本省 0件、都道府県 未把握（18年度）</li> <li>・指定の取消し等（第38条、第67条、第88条等） 本省 0件、都道府県 未把握（18年度）</li> <li>・立入検査（第148条、第168条の3、第168条の6） 本省 0件、地方支分部局 13件、都道府県 8160件、特定市町村 5287件、独立行政法人 未把握（18年度）</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案部門及び執行部門 53名（他の法律と兼務）</li> <li>・経済産業局 執行部門 168人（他の法律と兼務）</li> <li>・都道府県 637人（企画立案部門と執行部門の別は未把握、兼務を含む。）</li> <li>・特定市町村 452人（企画立案部門と執行部門の別は未把握、兼務を含む。）</li> </ul> <p>※都道府県・特定市町村の人員は平成18年3月現在</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人が立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告することとなっている。</li> <li>・全国の計量行政機関相互の連絡、意見・情報交換等を行い、法令の企画や解釈、技術的な問題、自治事務等法令の執行と計量行政における地域間の調整に関する事項などを協議するため、全国計量行政会議を設置し、関係機関で共催している。</li> </ul>
<p>その他</p>	



2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>計量法は、全ての取引又は証明について、適正な計量の実施を確保するという目的を持っており、これに必要となる商品への量目等の表示、正確な計量器の使用、計量証明事業、計量標準の整備等について体系的にまとめたものとなっているが、結果的に消費者の行う取引についても正確な計量が担保されている。</p> <p>別の組織と共管したり、消費者に係る計量のみについて別の制度を設けることは非効率である。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>適正な計量の確保の前提となる正確な計量器が適切に供給されるためには、計量器の検査・検定、立入検査等を実施できる体制や、正確な計量器の製造や検定にも必要となる計量標準の整備等の基盤が必要である。これらの基盤については、当省が、産業技術総合研究所をはじめとする関係機関及び地方公共団体の担当部局と連携を取りながら一体的に構築している。</p> <p>また、計量法では計量器や商品量目、計量標準について必要な基準を定めているが、この基準は、産業技術総合研究所や関係する事業者、消費者代表等の協力を得て、技術の進歩や、国際度量衡総会（メートル法条約に基づく機関）、国際法定計量機関（OIML：条約機関）での議論の状況等を踏まえながら定めているものである。このような体制が、あらゆる取引に係る正確な計量や、環境等の正確な検査の実施、事業者における高度なものづくり等の基盤になっており、これによって消費者の利益にもつながっている。</p> <p>このような体制の構築に当たっては、専門的な人材や機材の必要性の観点から、現状のように一体として実施することが適当であり、消費者向けに二重にこのような体制を整備することは非効率である。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】 不正競争防止法（平成五年五月十九日法律第四十七号）

【府省庁名】 経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するものであり、企業の不正な競争行為に対する差止・損害賠償請求等の民事的救済措置及び一定の行為類型に対する刑事罰を定めている。</li><li>・本法に定める不正競争とは、周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、形態模倣行為、営業秘密侵害行為、技術的制限手段回避装置提供行為、ドメインネームの不正取得等の行為、誤認惹起行為、外国公務員に対する贈賄等である。</li><li>・不正競争防止法の沿革概況<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）批准にあたり、条約上の義務を満たすべく制定（1934年）</li><li>➢ 全面改正（現代語化、損害賠償額の推定規定の新設、法人重課規定の創設等）（1993年）</li><li>➢ OECD外国公務員贈賄防止条約の成立に伴い、本条約を国内的に実施するため部分改正（1998年）</li><li>➢ デジタルコンテンツ保護の観点から、技術的制限手段に係る不正行為を規制するため部分改正 営業秘密管理指針の策定（1999年）</li><li>➢ ドメイン名の不正取得等行為の規制及び外国公務員贈賄防止条約のより効果的な実施のため部分改正（2001年）</li><li>➢ 「知的財産戦略大綱」（2002年7月）における指摘事項の実施のため部分改正（営業秘密の刑事的保護の導入、民事的救済措置の強化、ネットワーク化への対応） 営業秘密管理指針の改訂（2003年）</li><li>➢ 営業秘密侵害等の刑事罰の強化（2006年）</li></ul></li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・なし
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本法の違反行為の取締りは、勧告、命令等の行政措置を前提とするものではなく、刑法等と同様に、警察等によってなされている。また、法律の適用は、最終的には裁判所により判断される。</li><li>・こうした前提から取締件数の把握は困難であるが適用事例は多数。</li></ul>

<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案部門 11 人（他の法律と兼務） （法律の執行においては全国の警察及び税関職員）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等からの法執行上の照会に対する対応</li> <li>・他省庁（農林水産省・厚生労働省等）や地方自治体からの照会に対する対応</li> <li>・中央省庁職員にむけた不正競争防止法の研修の実施</li> <li>・水際取締制度における税関長の経済産業大臣への意見照会</li> <li>・税関職員にむけた水際措置の研修の実施</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正競争防止法を利用する実務者向けの説明会を毎年開催。 （約 2,300 人、2007 年度実績）</li> </ul>

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するものであり、企業の不正な競争行為に対する差止・損害賠償請求等の民事的救済措置及び一定の行為類型に対する刑事罰を定めているものである。</li> <li>・本法に定める不正競争とは以下の行為等をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 周知表示混同惹起行為</li> <li>➤ 著名表示冒用行為</li> <li>➤ 形態模倣行為</li> <li>➤ 営業秘密侵害行為</li> <li>➤ 技術的制限手段回避装置提供行為</li> <li>➤ ドメインネームの不正取得等の行為</li> <li>➤ 誤認惹起行為</li> <li>➤ 信用毀損行為</li> <li>➤ 外国公務員に対する贈賄等</li> </ul> </li> <li>・不正競争防止法は、事業者による不正競争の防止を通じて競争秩序の維持を図る産業政策であるとともに、特許法、商標法と同様の知財政策の一環であることから、これらの政策を担う経済産業省が所管することが適当である。</li> <li>・上述のとおり、本法は消費者の利益の保護を直接の目的とするものではない。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正競争防止法の違反行為の取締りは、勧告、命令等の行政措置を前提とするものではなく、刑法等と同様に、警察等によってなされている。また、法律の適用は、最終的には裁判所により判断されるものである。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正競争防止法は、事業者による不正競争の防止を通じて競争秩序の維持を図るものである。</li> <li>・また、パリ条約等の国内実施法という性格を有し、特許法、商標法と同様の知的財産法の一環をなすものである。</li> <li>・したがって、諸外国においても産業政策や知財政策を担う省庁が不正競争防止法を所管している。</li> </ul>

**【法律名】 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律**

**【府省庁名】 経済産業省**

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要： 電子的に行われる契約について民法の特例措置を規定</li> <li>・電子消費者契約に関して、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていない場合には、消費者に重過失があったとしても、消費者が行う申込み又はその承諾の意思表示は 無効であることを規定（第3条、平成13年制定）。</li> <li>・電子契約の成立時期に関して、インターネットなどの電子的方法により承諾の通知を発する場合は、契約の成立時期を、承諾の通知が到達した時点に変更（第4条、平成13年制定）。</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>なし</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>なし</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案部門 20 人（他の法律を兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法律は電子商取引の普及・拡大を目的として制定されたものであり、専ら消費者保護を推進することのみを目的として制定されたものではない。</li> <li>・ 産業部門における商取引のIT化を推進し、産業全体の生産性向上を図る観点から、経済産業省が引き続き主体的に関与する必要がある。 以上を踏まえ、今まで通り、経済産業省を主管とし、民法の特例措置であることから法務省、消費者保護的な規定を含むことから内閣府の3省共管としたい。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p>関連する施策として、経済産業省では、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下、「準則」という。）をとりまとめ、公表している。準則は、電子商取引及び情報財取引等における法適用の解釈を明らかにすることにより、取引関係当事者における予見可能性を高め、もって電子商取引の健全な発展に資することを目的とするものである。準則では様々な法令を取りあげているが、本法の個別具体的事例への適用についても述べている。</p>

【法律名】電気事業法

【府省庁名】経済産業省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>電気事業法施行令第9条の規定により経済産業局長又は産業保安監督部長に電気事業法に基づく権限を委任している。</p> <p>例えば、電気事業の許可、電気工作物等の変更に係る届出、工事計画の届出、卸供給の供給条件の変更命令や特定供給の許可土地等を一時使用するときの許可、他人の土地に立入るときの許可、植物の伐採又は移植の許可、電力の使用状況報告、測定の結果の報告及び測水所調書の提出等につき、一部を経済産業局に委任（第3条、第6～11条、第13～17条、第22条～23条、第26条、27条、第34～36条、47条、58～61条、102条等）、また事業用及び一般電気工作物の技術基準適合命令、使用前安全管理検査、定期検査等（第40条、第50条の2、第54条）については産業保安監督部に権限を一任している。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業開始の指定期間の延長（第7条第3項） 本省1件（平成18年度）</li> <li>・ 事業の休止又は廃止の許可（第14条第1項） 本省1件、経済産業局1件（平成18年度）</li> <li>・ 特定供給の許可（第17条第1項） 本省1件、経済産業局14件（平成18年度）</li> <li>・ 濁水準備引当金取りくずしの特例許可（第36条第2項） 経済産業局34件（平成18年度）</li> <li>・ 供給約款等以外の供給条件の認可（第21条第1項） 本省10件（平成18年度）</li> <li>・ 託送供給約款により難しい振替供給の特例承認（第24条の3第2項） 本省16件（平成18年度）</li> <li>・ 他人の土地に立入るときの許可（第59条） 経済産業局4件（平成18年度）</li> <li>・ 植物の伐採又は移植の許可（第61条） 経済産業局3件（平成18年度）</li> <li>・ 電気事業者に対する報告の徴収（第106条第3項） 本省1件、経済産業局3件（平成18年度）</li> <li>・ 苦情の申出に対する処理結果の通知（第111条第2項） 経済産業局2件（平成18年度）</li> <li>・ 供給約款等による供給の義務に係る行政指導 本省12件（平成18年度）</li> <li>・ 業務及び経理の監査（第105条）</li> </ul>

	<p>本省 14 件、経済産業局 92 件（平成 18 年度）</p> <p>（自家用電気工作物を除く事業用電気工作物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接安全管理審査（第 52 条） 本省、産業保安監督部 計 733 件（平成 18 年度）</li> <li>・定期安全管理審査（第 55 条） 本省、産業保安監督部 計 9 件（平成 18 年度）</li> <li>・報告徴収（第 106 条） 本省、産業保安監督部 計 6 件（平成 18 年度）</li> <li>・環境影響評価（第 46 条の 2～第 46 条の 22） 本省計 9 件（平成 18 年度）</li> </ul>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省 企画立案部門及び執行部門 119 人（他の法律と兼務）</li> <li>・経済産業局 企画立案部門及び執行部門 126 人（他の法律と兼務）</li> <li>・産業保安監督部 企画立案部門及び執行部門 83 人（他の法律と兼務）</li> </ul>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、経済産業局と法令の解釈等の事項について意見・情報交換等を行っている（※）他、立入検査等にあたっては、都度、各産業保安監督部と連携して実施している。</li> <li>※経済産業局に権限委任している事項は除く。</li> </ul>
<p>その他</p>	



2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>電気は国民生活及び国民経済上不可欠のエネルギーであり、これを低廉な価格で豊富に、かつ、安定して供給することは国家的要請である。電気は家庭用の需要のみならず、産業用にも広く使われており、同一の電力システムによって供給が行われているため、一体的に行政を行うことが不可欠である。また、電気事業の健全な発達を図るという観点も、安定的な電気の供給の実現を果たす上で不可欠であることから、電気事業の健全な発達の観点と電気の利用者の保護の観点は一体不可分である。</p> <p>具体的に電気の小売料金に関して言えば、大口需要家に対する供給については規制を撤廃する一方で、一般家庭等の小口需要家に対する供給については価格の確保のみならず、事業の健全な運営が可能となるよう、適正な効率化努力を行う経営を前提に適正な事業報酬を含んだ総括原価主義による料金規制等を行っている。</p> <p>このように、電気事業法は電気の利用者の利益の保護のみならず、電気事業の健全な発達を図ることを目的としており、かつ、両者は一体不可分であるため、エネルギー政策を所管している経済産業省において引き続き所管する必要がある。</p> <p>また、電気事業法の保安規制に係る部分（電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る）は、電気が国民生活に不可欠なエネルギーであることから必要となる電気事業者への公益的規制（電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る）と一体不可分であり、この部分のみを移管ないしは他省庁との共管とすることは妥当でない。</p> <p>電気事業法の保安規制は、電気事業者に対して工事計画の届出や、主任技術者の選任等を義務づけており、これにより発電所や変電所等の保安を確保することとしている。消費者行政を一元化するために、消費者契約、財の安全等の業務を集めるとしても、発電所や変電所の保安を確保する規制は、この趣旨に合致していないと考えられる。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>上述の制度上の問題点は、個別の条文の規定に基づく法執行上も同様である。</p> <p>例えば、小売料金規制の中核をなす供給約款の認可基準においては、料金が電気の利用者の利益を保護し、かつ、事業の健全な発達が可能となるよう、総括原価主義に基づいて定められ、かつ、需要家のために供給の種類毎に定率又は定額を持って明確に定められることを求めている。また、料金算定にあたっては、産業用・家庭用のそれぞれに特有の料金原価が最初から全て切り分けられているわけではなく、両者一体としての原価を定められた方法により割り振っていくことで、適正な料金が導き出されるよう監督する必要がある。</p> <p>このように、電気事業法の目的からは、消費者保護の観点のみによる法執行が行われてはならず、電気事業の適正な運営も可能となる観点も併せ持った一元的な法執行を行っていく必要がある。</p>

その他	
-----	--

【法律名】工業標準化法

【府省庁名】経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>I 制度の概要</p> <p>（目的） 鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化図り、あわせて公共の福祉に寄与すること。</p> <p>① J I S（日本工業規格）の制定等</p> <p>上記目的のために、<u>主務大臣は、あらかじめ日本工業標準調査会（J I S C）の議決を経た上で、任意の工業標準である日本工業規格（J I S）を制定することができる。</u>主務大臣は J I S を J I S C の議決を経た上で、少なくとも 5 年以内に改正、廃止又は確認をしなければならない。</p> <p>② J I S マーク制度</p> <p>鋳工業品の製造業者等は、主務大臣の登録を受けた者（登録認証機関）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（<u>J I S マーク</u>）を表示することができる任意の制度。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。</li><li>・主務大臣は、必要に応じて認証業者等に対して、報告徴収、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。</li><li>・認証製造業者等でない者が J I S マークを表示するとはできず、違反者には罰則が科される。</li></ul> <p>③ J N L A 制度</p> <p>試験方法の J I S に係る製品試験の事業を行う者で、主務大臣の登録を受けた者（登録試験事業者）は、当該試験所において、登録を受けた製品試験を行った場合は、主務省令で定める標章（<u>J N L A 標章</u>）を付した証明書を交付することができる任意の制度。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主務大臣は国内外の試験所の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、登録取消しの処分を行うことができる。</li><li>・登録試験事業者でない者が J N L A 標章を付した証明書を交付するとはできず、違反者には罰則が科される。</li></ul> <p>II 過去の主な改正概要</p> <p>①平成9年改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・民間団体等提案による J I S の策定における J I S C 審議の簡素化。</li><li>・ J I S マーク制度を主務大臣の許可（承認）制度から国又は指定（承認）認定機関による認定制度に改正。 注）「承認」は外国事業者又は機関に対する行為</li><li>・ J N L A 制度の創設。</li></ul> <p>②平成16年改正</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J I S マーク制度の指定商品制の廃止。</li> <li>・ 「国又は指定（承認）認定機関」の工場認定制度から「登録認証機関」による製品認証制度に改正。</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>① J I S の制定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J I S の制定等は、法令により主務大臣及び関係大臣が定められている（第 69 条及び関係政省令）。</li> <li>法令に定められているのは、総務、文科、厚労、農水、経産、国土、環境。 注）総務、環境の実績はない。</li> <li>・ J I S C の庶務は、経済産業省が行う（日本工業標準調査会規則）。</li> </ul> <p>② J I S マーク制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主務大臣は、厚労、農水、経産、国交の 4 大臣 注）農水の実績はない。</li> </ul> <p><b>【経産】</b></p> <p>○平成 16 年法改正前（以下「旧法」という。）</p> <p>原則、関係法令等により、おおよそ次のようになっていた。</p> <p>本省：①指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関の指定（承認）及び立入検査、処分等</p> <p>②外国製造業者等の認定及び立入検査、処分等</p> <p>地方経産局：国内製造業者等の認定、立入検査等（事務委任）</p> <p>（独）製品評価技術基盤機構（N I T E）：認定国内製造業者等への立入検査、指定（承認）認定機関、指定（承認）検査機関の立入検査等の事務（旧法第 69 条の 4）</p> <p>○現行法</p> <p>原則、関係法令によりおおよそ次のようになっている。</p> <p>本省：広域国内登録認証機関及び外国登録認証機関の登録、立入検査、処分等</p> <p>広域国内認証業者の立入検査、処分等</p> <p>地方経産局：国内登録認証機関の登録及び立入検査、処分等及び国内認証製造業者等の立入検査、処分等（法 69 条の 6）</p> <p>N I T E：登録認証機関及び国内認証製造業者等の立入検査等の事務</p> <p><b>【国交】</b></p> <p>○平成 16 年法改正前（以下「旧法」という。）</p> <p>原則、関係法令等により、おおよそ次のようになっていた。</p> <p>本省：認定製造業者の認定、処分等</p> <p>地方運輸局：立入検査等（事務委任）</p> <p>○現行法</p> <p>原則、関係法令によりおおよそ次のようになっている。</p> <p>本省：登録認証機関の登録、立入検査、処分等の権限</p> <p>地方運輸局：必要に応じて立入検査等</p> <p>③ J N L A 制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主務大臣は、厚労、農水、経産、国交の 4 大臣 注）実績は、経産のみ</li> </ul> <p><b>【経産】</b>登録試験事業者の登録、立入検査、処分等の事務は N I T E に委任されている（法 69 条の 2）。</p>

<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>① J I S の制定等（法第 11 条～18 条）（数字は、制定及び改正のみであり平成 18 年度）</p> <p>厚労 28 件、経産 688 件、国交 32 件、厚労・経産共管 36 件、経産・国交共管 3 件</p> <p>注）現在、上記に加え文科及び農水大臣の J I S が存在しており、全 J I S は、約 10,000 件</p> <p>② J I S マーク制度（平成 18 年度）</p> <p><b>【経産】</b> （旧法に基づく措置）</p> <p>(1) 認定製造事業者等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査（旧法第 22 条、第 69 条の 4）：本省 0 件、地方経産局 219 件（NITE 実施分 104 件を含む。）</li> <li>・報告徴収（旧法第 22 条）：本省 0 件、地方経産局 16 件</li> <li>・表示の除去・抹消、販売停止命令（旧法第 22 条、第 25 条の 4）：本省 0 件、地方経産局 3 件</li> </ul> <p>(2) 指定（承認）検査機関に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定検査機関に対する立入検査（旧法第 52 条）：NITE13 件</li> <li>・承認検査機関に対する立入検査（旧法第 54 条）：NITE2 件</li> </ul> <p>（現行法に基づく登録認証機関に対する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録（第 25 条）：本省 5 件、地方経産局 5 件</li> <li>・立入検査（第 40 条）：本省 3 件、地方経産局 4 件</li> </ul> <p>③ J N L A 制度（平成 18 年度。数字はいずれも N I T E）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録（第 57 条）：29 件、立入検査：1 件</li> </ul> <p><b>【国交】</b> （旧法に基づく認定製造業者に対する措置：平成 18 年度）</p> <p>立入検査（旧法第 22 条） 地方運輸局 8 件</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>○人数は概数</p> <p><b>【経産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省：企画立案部門及び執行部門 81 人（他の法律と兼務）</li> <li>・経済産業局：執行部門 104 人（他の法律と兼務）</li> <li>・N I T E：執行部門 68 人（他の法律と兼務）</li> </ul> <p><b>【厚労】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省：44 人（企画立案・執行部門含む）（うち他の法律との兼務 44 人）</li> </ul> <p><b>【国交】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省：企画立案部門 6 人 執行部門 1 人</li> <li>・各地方運輸局：執行部門 16 人</li> </ul> <p>その他、各省庁に J I S 制定業務に係る人員が配置されているが、他業務との兼任である。</p>

<p>法執行における関係 行政機関（関係省庁、 取締機関、地方支分部 局、地方公共団体等） との連携の実態</p>	<p><b>【J I S 制定等における経産省と関係主務省庁との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各主務大臣から付議されたJ I S 原案をJ I S Cの庶務として経産省は、J I S Cでの審議、各主務大臣への答申等の事務を行い、当該答申を受けた各関係省庁は、J I Sの制定等を行う。</li> </ul> <p><b>【経産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J I S マーク制度における立入検査及び登録業務において、本省、地方経済産業局及びN I T Eがそれぞれ連携して合同で行う場合あり。</li> </ul>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>本法は、消費者保護のみならず、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化等の産業振興も目的としており、また、①国及び地方公共団体での技術基準又は調達仕様等でのJISの尊重義務(法第67条)、②環境・省エネルギー、製品安全、産業競争力等の各種政策のツールとしても活用されているため、各鉱工業を担当している関係省庁が本法を所管・執行することが適切である。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本工業規格（JIS）の制定等にあたっては、①JISC（日本工業標準調査会。経済産業省所管の審議会）が1国1機関の代表として加盟している国際規格であるISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）の動向に的確な対応が求められること、②消費者だけでなく、製造業者、販売業者等の利害関係人者の意向を反映すること（法第13条）が必要不可欠であり、鉱工業の生産、販売、流通等の実態、国際規格の知見を有する必要がある。</li> <li>・JISは消費者に関連の深い規格もあるが、全体で見れば、①事業者間取引の単純公正化、②生産の合理化、③先端技術等産業競争力等に資する分野の製品、試験方法等の規格がその大部分であり、これら他分野の業務との関係が必要不可欠である。</li> <li>・JISマーク制度及びJNLA制度は、鉱工業品毎のマクロな業況から業界の個別事情など製造から流通、販売に至る専門的知見、試験所・認証機関に関する専門的知見、国際的動向の反映、利害関係者の調整等により、実効性のある制度を運用することが必要。</li> <li>・上記のほかJISの制定等にあたっては、利害関係人の意向を十分反映するためにJISCにおいて生産者、使用者、消費者等の委員構成を配慮して審議しなければならない（工業標準化法施行規則第2条の4等）こととなっている。</li> <li>・工業標準化法の制度及び運用とは別に密接不可分関係にある国際規格提案等の国際標準化活動もJISCが一元的かつ一体的に国内外の基準認証政策を担っており、国内外の政策を切り離すことは非効率的であり、引き続き、JISC（経済産業省）が国内外を一体的に行うことが効果的である。</li> </ul>
<p>執行上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JISの制定等の執行においても約10,000規格の現行JISを適正に改正、廃止又は確認し、さらなるJISを制定する上で、消費者に直接関係する分野のみならず、事業者向けの製造事業等における極めて高度に技術的な分野までカバーする必要があるため、そのためには、国際的動向を踏まえつつ、関係業界、関係省庁との調整を行うことが必要不可欠。</li> <li>・JISマーク制度及びJNLA制度の執行に際して、①認証製造業者等に対する立入検査等の執行業務、②認証機関又は試験事業者に対する登録のための審査、登録後の立入検査等の執行が必要不可欠であり、その際には、関係機関との連携、製造業者等に対する品質管理体制、製造実態、試験所の試験機器、その試験員能力、国際規格に対する専門的知識等を直接有することが必要。</li> <li>・工業標準化法の制度及び運用とは別に密接不可分関係にある国際規格提</li> </ul>

	案等の国際標準化活動もJISCが一元的かつ一体的に国内外の基準認証政策を担っており、国内外の政策を切り離すことは、非効率的であり引き続き、JISC（経済産業省）が国内外を一体的に行うことが効果的である。
その他	